

---

## 平成31年第1回南丹市議会3月定例会会議録（第4日）

平成31年3月5日（火曜日）

---

### 議事日程（第4号）

平成31年3月5日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問  
日程第2 議案第16号から議案第24号まで（提案理由説明～付託）  
日程第3 請願審査について（付託）
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問  
日程第2 議案第16号 平成30年度南丹市一般会計補正予算（第8号）  
（市長提出）  
議案第17号 平成30年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第4号）（市長提出）  
議案第18号 平成30年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第5  
号）（市長提出）  
議案第19号 平成30年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算  
（第4号）（市長提出）  
議案第20号 平成30年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第5  
号）（市長提出）  
議案第21号 平成30年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第2  
号）（市長提出）  
議案第22号 平成30年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
（第4号）（市長提出）  
議案第23号 平成30年度南丹市上水道事業会計補正予算（第4号）  
（市長提出）  
議案第24号 南丹市国民健康保険税条例の一部改正について  
（市長提出）  
日程第3 請願審査について
- 

### 出席議員（21名）

1番 塩 貝 孝 之                      2番 前 田 義 明                      3番 面 村 好 高

4番 野村 健	6番 鞆岡 誠	7番 木村 裕
8番 谷尻 昌史	9番 谷尻 宣雄	10番 木戸 徳吉
11番 平田 聖治	12番 吉田 尋子	13番 平野 清久
14番 八木 信樹	15番 柿迫 正紀	17番 今面 不悖
18番 松尾 武治	19番 仲村 学	20番 山下 秋則
21番 廣瀬 孝人	22番 小中 昭	

---

**欠席議員（1名）**

5番 麻田 育良

---

**事務局出席職員職氏名**

事務局 長	岸本 薫	次 長	市原 丞
次長 補佐	吉田 恵	係 長	上西 奈穂

---

**説明のため出席した者の職氏名**

市 長	西村 良平	副 市 長	山内 守
教 育 長	木村 義二	総 務 部 長	山内 晴貴
企画政策部長	堀江 長	市民福祉部長	弓削 雅裕
農林商工部長	國府 栄彦	土木建築部長	柴田 建司
上下水道部長	森 雅克	八木支所長	國府 博美
日吉支所長	山口 浩之	美山支所長	清水 茂
教育次長	中川 勇夫	総務部次長 兼財務課長	船越 雅英
福祉事務所長	榎本 尚	会計管理者	森 康高
教育参事	榎 貢		

---

**午前10時00分開議**

**○議長（今面 不悖君）** 皆さん、おはようございます。ご参集ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立って、ご報告いたします。

麻田育良議員より欠席の旨、届け出がありましたので、ご報告をいたします。

---

**日程第1 一般質問**

**○議長（今面 不悖君）** これより日程に入ります。

日程第1「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず、1番、塩貝孝之議員の発言を許します。

塩貝孝之議員。

**○議員（1番 塩貝 孝之君）** 皆さん、おはようございます。議席番号1番、会派に属さない議員、塩貝孝之でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

先月の一般質問で、非常に表情がかたい、怖い顔をしているというのを支援者の皆様からご指示をいただきましたので、きょうは笑顔で一般質問をしたいなという目標を持って45分間を臨んでいきたいなと思っております。先々日の一般質問より与党、野党というようなご意見が市長のほうからも議員のほうからも出ておりましたが、そう判断するならば、私は市長野党なのかなというような自覚を持ちながら、しかしながらぶっちゃんけのところ、1年前の選挙において、私は、現市長とは違う候補の応援をいたしました。だからといって市長を批判するものでもなく、南丹市の発展のため、南丹市民の皆様のために選挙が終われば一丸となって、ええもんはええ、あかんもんはあかんという判断の中で、私も進めていきたいと思っておりますし、市長もご協力をお願いしたいなと思います。

では、まず初めに、市政運営ということでご質問をいたします。

12月議会でもお伺いをした案件であります。市内各地に張られておりますポスターの問題でございます。この件につきましては、12月の一般質問で、あとは南丹市民の皆様判断を委ねるということで議論を終わりました。しかしながら、その後、市民の皆様からやっぱりおかしいんちゃうか、市長としてあのポスターに写るのはどうかというようなご意見を多数いただきました。それをもって、改めて市長にお伺いをしたいと思います。いま一度このポスターの意味合いを南丹市、南丹市民3万2,000人のトップとして、どういう自覚を持ってあのポスターを掲示されておるか、市長に再度お伺いをいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** それでは、ただいまのご質問にお答えをいたしたいというふうに思います。

ポスターの件でございますが、政治団体主催の講演会の告知用のポスターでございます。ポスターに写真、また氏名が記載された3名が載っておりますが、弁士として参加するものでございます。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

塩貝議員。

**○議員（1番 塩貝 孝之君）** ポスターの内容については、十分政治団体のポスターで、講演会の告知をするものであるということは十分承知をしておりますし、何ら選挙違反に当たるような、そのようなポスターでないことも承知をしておるつもりでございます。12月議会においても、ご関係する議員から皆さんも積極的にああいうポスターを活用されて政治運動を活動されてはどうかというようなご意見もございましたが、そのことを問題にしているのではなくて、私は市民の多くの皆様も市長として特定の候補者ではないですけれども、特定の議員であったりとか、特定の政治家を支援するようなポスターはいかがなものかというようなご意見でございます。やはり多種多様な考えがある中で南丹市のトップとして、ある一定の団体、また個人を特定して支援をするようにとられかねないポスターというのは、非常に危ういものではないかなと思います。ましてや国、京都府との連携をとっていかなければならない中で、あのようなポスターを見たときに、市民の皆様はどのようにお考えになるのかなというところを不安に感じるところであります。いま一度、その政治団体告知のポスターであるということは十分に理解はするんですけれども市長として、それでよいと思っておられるのかどうか。よいと思っておられるから張られておるんであるろうと思いますし、その所属しておられる政治団体の顧問ということであられますし、それはこのまちをよくしていこう、京都府との連携をしっかりと図っていこうという中でやられておる行動ではあるとは思いますが、しかし、そうならば、特定の方だけでなく、南丹市をよくしたいというのが議員一同、また南丹市の皆さん一緒です。やっぱり広く皆さんとともに歩いていく、そんな姿勢が大事ではないかと思いますが、いま一度市長のご見解をお伺いをいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長

**○市長（西村 良平君）** 私は、日々、南丹市をよくしたいという思いで活動もしておりますし、また政治的な活動、政治活動にも及んでおるところでございますし、通告では異質という言葉を使っておられますが、私自身の耳にあれが異質であるというふうにお話を伺うというか、ご指摘を受けたことはございません。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

塩貝議員。

**○議員（1番 塩貝 孝之君）** 市長のお耳には入っていないということですが、私はそういう声を聞いておりますので、質問をさせていただきました。政党とか、大きな市町村であれば、まれにあるような案件ではあると思うんですけれども、このような小さなまち、私が選挙権を有してから経験した中で、旧町長であったり、旧市長であったりが、そのようなポスターに写っておられるようなところを見たことがなかったので、この部分については、私自身も少し異質というか、違和感を感じたところがあります。

これは市長も政治運動を活動として行っておられることなので、それ自体を批判するものではないのですが、トップとしてのあり方というところで私自身は疑問に思いましたので質問をさせていただきました。笑顔でやると言いながらだんだん顔がこわばっていておりますので、笑顔を絶やさないように進めたいと思うんですけども、私もできたら与党議員のようにハートフルなやりとりをしたいのですが、なかなか顔がこわばってしまいますので、笑いながら、笑いながらというか、笑顔で進めたいと思いますが、多くの皆様、市民から声は市長は聞いたことがないとおっしゃいましたが、意見はいただいております。いま一度その声も少しは耳を傾けていただきたいなということをお願いしたいと思います。時間もありますので、次の質問に移りますが、そんなことも含めながら今回の質問をしていきたいと思っております。

医療と教育、定住促進、公営施設等行政改革ということで質問をさせていただく予定なのですが、もう既に同僚議員より多々質問のあった案件もございますので、その辺はある程度省略をさせていただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

地域医療ということで、京都中部総合医療センターの現状について。

このことについては、先般、名称変更による効果はどうかということで質問がありましたので、ある一定省略をさせていただきたいと思うのですが、私自身も名称変更をされたときは、まだ一般市民でございましたので、何で名前を変えるのかなということは非常に疑問な部分がありました。やっぱりなれ親しんだ公立南丹病院、ましてや南丹市となった中で、その名称を消して中部総合医療センターという名称に変更するのはいかななものかなという疑問はありましたし、今もって消えない部分でもあります。このことについては、市長もある一定ご答弁をいただきましたし、今さら元に戻そうとかそんな話でもないですし、この京都中部総合医療センターが南丹市にあるということを広めて、よりよい環境、またお医者さん、看護師さんに来てもらえるように、私たちも努力をしなければならないと思っております。

そのことを踏まえまして、京都府中部の医療圏域の将来展望についてということでご質問をさせていただきたいと思っております。

これも先般、美山地域の医師医療問題について、市長の発言の中でいろいろ議会としても盛り上がりを見せておりますが、私自身、この南丹市全体を見た医療のあり方についてということで、中部総合医療センターが担わなければならない問題、課題、それも含め、本市の医療課題について、市長の将来設計、これについて医師確保のみについての将来設計をお伺いをしたいと思っております。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長

**○市長（西村 良平君）** 医師確保のみについてお尋ねをしたいということでございましたが、少し全体的なことも申し上げたいというふうに思います。

国のほうでは、平成27年3月の末に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、非常に長い名称ですが、医療介護総合確保推進法という法律の一部が改正をされたわけでございます。同時に地域医療構想策定のガイドラインも策定をされました。それに基づきますと、平成27年4月より各都道府県が地域医療構想を策定されたところでございますし、京都府におかれましては、平成29年3月に京都府地域包括ケア構想、地域医療ビジョンというものを策定されております。その中では、病床の機能分化や連携を進めるため、医療機能、それは高度急性期・急性期・回復期・慢性期、そういったステージごとに、2025年の医療需要と病床の必要量を推計し定めるものとされているということでございます。また、目指すべき医療提供体制を実現するために、これはお医者さんの数もでございますが、各地域においてそれぞれの医療機関が担っている医療機能の情報を把握して、その情報をもとに、地域全体として必要な医療機関のバランスがよく提供される体制を構築していくこととされていると。少し難しい書き方がされておりますが、具体的には、近年、特に農村部を中心にして、人口が相当減少しておるという実態がございます。それから国のほうでは、地域包括ケアシステムということで、医療と福祉、そういった各機関が役割を分担しながらも総合的に地域の医療介護を支援していこうというような体制づくりが必要とされております。

それから以前は、社会的入院などと言われまして、病院の待合室はたまり場やというような状況もございました。社会的入院も、介護や医療のそれぞれの役割ではなくて、とにかく行く場所がないということで社会的入院という現象もございましたが、そういうものも整理しながら、急性期、回復期、慢性期、さらには地域全体でさまざまな医療、福祉、保健などが連携しながら体制をつくっていこうと。特にベッド数の減少など医療圏における病床数の見直しなども含めた現在取り組みがなされておりますし、一昨日か昨日の日本経済新聞にも、ベッド余り現象の中で、かなり高度治療のベッドが一般の患者さんのために使われておると。医療費が増大する中でそういったことをしっかり見直していかなければならないというような記事も出ておったわけでございます。南丹市、京丹波を含みます南丹医療圏におきましては、医療人材の不足の中でも脳外科医の常勤医、その確保が課題になっておりますし、糖尿病内科や専門医のいる病院等もまことに少ない状況でございます。

それからまた、救急医療につきましては、広大な山間部を含む地域であるために、医療機関までの搬送、これも時間がかかるケースがございます。特に南丹市では、広域な面積を有して、過疎化や高齢化、著しい僻地医療地域においては、医療の確保が難しく僻地拠点病院でございます京都中部総合医療センターから医師派遣により医療の提供を行っていただいている現状がございます。本年度は、京都中部総合医療センターが地域医療支援病院に認定され、ますますその役割が大きくなってきているところでございます。しかるにご指摘、ご質問の趣旨でございます全体の医師の確保については、一つは

京都府立医科大学、また京都大学医学部、また周辺の私立の医師養成の大学等がございます。医師については、南丹病院自身も、失礼しました、京都中部総合医療センター自身も医師が不足している。不足していなければ本当に美山のような地域にもしっかりと医者を派遣していただけるはずなんです、本当に残念な状況でございます。大学では、今の研修医制度の中で、なかなかかつてのようなその教室、また教授が一つ大変やから南丹市に行ってくれと、中部医療センターに行ってくれと、そういったような取り組みはなかなか難しいと。また医療の各診療科の偏在というのもございます。なかなか産婦人科といいますか、周産期の医師の確保が難しい。あるいは逆に高度な医療を担うところに人気集中してしまうということで、内科総合医というような、あるいは公衆衛生をしっかりと担えるような医師が不足しているというようにびつな状態になっておるのは、やっぱり私も現実だなというふうに思います。そういった中で、医師の人材登録、いろいろ民間でも動きがありますが、京都府でも人材を登録しながら必要な医師を必要な地域にというようなことを強く望むところでございますが、実態は京都市内に医師が偏在して、地域まで、また北部のほうも南部のほうも中部のほうもなかなか医師を確保できないと、そういった状況が大きな課題でございますし、私も京都府の担当部署のほうに出かけて、医師の増強、この中部への医師の手厚い確保をお願いをしておりますが、今後もなかなか実現はできておりませんが、今後も要望を続けてまいりたいですし、喫緊に迫っております美山診療所、美山地域の医師の確保の課題についても同様に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

塩貝議員。

**○議員（1番 塩貝 孝之君）** 医師確保以外のところについても丁寧にご説明をいただきありがとうございます。市長も今、南丹病院と間違われましたので、やはりなかなかこの意識は皆さんの中から消えないのかなというところが私も同意するといいますか、やっぱり南丹病院がなれ親しんだ名前やなど、また今より一層感じたところでございます。

医師確保のみというところであったんですけども、一つ私が考えますに、昨日からも美山について直営であるとか、中部総合医療センターについても地方独立行政法人化を図るべきではないかというような議論もありましたが、ただ、直営にしようが、特定法人にしようが、医師確保の問題については、なかなか解決のできる問題ではないのかなというのが私の思うところであります。それについて、これは市長の一存では決められることではないし、そう簡単にいくことではないんですけども、私自身が考えますのは、京都府には、京都山城総合医療センターが南部にあります。そして北部には、京都府立医科大学附属北部医療センターがございます。そして先ほど市長もおっしゃいましたように、昨年12月1日に地域医療支援病院として中部医療センターも認定を受け

たわけですが、ここでやはり医師確保を考えるならば、ある一定京都府にお願いしな  
かん部分はあるんですけども、先方さんの同意も必要ですし、ただゼロではないとい  
う話の中で、京都府立医科大学附属南丹病院、この道筋もあるのではないかなという私  
は思いはあります。京都府立医科大学の附属病院として、新たに中部総合医療センター  
を整備することによって、十分な医師の確保ができることであると考えますし、また美  
山の医療についてもその中部の医療センターのサテライトとして医師を派遣する。大卒  
で大きな問題が解決できるのではないかなというような思いがございませぬ。正式に相談  
したわけではないですが、非公式の中ではない話ではないですなというような京都府の  
ご回答もありますし、やっぱり大学と連携をしながらこの中部地域の中核医療としてし  
っかりと運営、担いを背負っていくということを考えますと、医科大学の附属病院化と  
いうのは、全くなしの話ではなく、将来に向かって大きく展望が持てる話ではないかと  
思いますが、この点について、市長のご所見をお伺いしたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 丹後地域については、以前、与謝の海病院として運営をされ  
ておりましたが、京都府が中部エリア、この南丹エリア以上に、医者、また看護師の  
確保が難しいという中で一定の方向づけをされております。私はあらゆる可能性につい  
ては、否定をするつもりもございませんし、引き続いて医師の確保については、いろん  
な手段で、また京都には府立医科大学だけでもございませんし、要望をしまいたい  
というふうに思います。具体的には、医師の確保については、それぞれの市町村が努力  
で勝手にやりなさいという課題ではないと聞いております。京都府の責任であり、一定  
の努力を京都府に求めていくことは当然のこととさせていただきますので、引き続いて努力をし  
てまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

塩貝議員。

**○議員（1番 塩貝 孝之君）** 中部医療総合センターについては、一部事務組合で運  
営をされておりますので、南丹市の一存で決められることでもないですし、またそうい  
うことも選択肢の中の一つとして、また今後に向かって進んでいただければ非常にあり  
がたいかなと思います。医療制度、大学自体の制度も変わりまして、研修制度も変わっ  
ておりますし、そんな中で地域医療にもうちょっと手をかけていこうというような動き  
もありますので、その部分でも大学病院と連携をしていくというのは非常に有意義では  
ないかなと考えますので、また市長、今後その点についても選択肢の一つとして進んで  
いただければありがたいかなと思います。

続きまして、教育ということでご質問をさせていただきます。

障がいのある子供たちの教育ということについて、教育長にお伺いをさせていただきます。



のですが、この件につきましては、私の知り合いの娘さんなんですけれども小学校に今通っておるんですけれども、今テレビでも話題になっております白血病でございまして、やっと病院から帰ってきて小学校に通えるという段階になったところで、白血病というのは、白血球がなくなって抵抗力がなくなるんですね。そうすると学校でインフルエンザが流行するとか、風疹なりがはやる、風邪がはやるということになると、たちまち学校に通えないというような状況が起こります。やっと小学校に通えるようになって楽しみにしておったんですけれども、病院から帰ってきて、ずっと一度も学校に通えないままの日常が続いておったそうでございます。私も保護者は友達なんですけれども、全然知りませんでして、何でもっと早く言ってくれへんかったんか、何でもっと早く相談してくれへんかったんかというような思いもあったんですけれども、そんなことを頼むのはあかんのかなと思っておったというような非常に悲しいこともあったんですけれども、そこで学校長、または教育長にご相談をさせていただいたんですけれども、教育長が迅速な対応をとっていただきまして、現在は八木の中部総合医療センターにございますにじのこ学級から先生がご家庭に出向いてもらって、教育をさせていただいている状況でございますが、ただ、突発的に起こったような事案かもしれないんですけれども、これは保護者、ご両親の方もおっしゃっておられたんですけれども、うちの子供はかまへんと。ただ、もしかこんな事案があったときに、将来にわたって南丹市はどうしてくれるんやろと。もしかそんなことがあったときに、そういう体制をとってもらえるんやろかと。八木西小学校に通っておられるんですけれども、八木西小学校にそんな施設をつくってほしいと言ってるんやない。南丹市に一つでええから、その病弱な子ども通えるような教育施設ができへんもんかなというのを切実に校長先生、私に訴えておられました。そんなことも含めまして、現状と将来について教育長にお尋ねをしたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

木村教育長。

**○教育長（木村 義二君）** 塩貝議員にご質問にお答えをさせていただきます。

病気療養児の教育につきましては、本市の状況でございますが、南丹市には京都中部総合医療センター内に今議員ご指摘のとおり、八木西小学校にじのこ学級が設置をいたしております。この学級につきましては、平成6年、文部科学省の通知、病気療養児の教育についての通知を受けまして、けがや病気の治療のために長期入院を要する子供たちの教育を確保することを目的として、平成9年に設置をされました。また平成25年に文部科学省のほうから通知も出ておりまして、この通知は平成6年の通知より提示した取り組みの徹底とともに、教育の充実について対応を求める内容となっております。退院後にあっても在籍及び、その設置者、八木西のにじのこ学級の設置者は市長となっております。設置者は病気療養児の病状や教育的ニーズを踏まえた指導が可能であると、そのように教育環境を図りなさいという通知が出ております。教育委員会といたしましては、市内の小学校において、今ありました事例もございましたので、当該学校に対し

まして連携をしたところでございます。なお、八木西小学校にじのこ学級については、南丹市だけで対応できるものでありますけれども、議員ご指摘のとおり、これ以外の学校につきましても、こういうにじのこ学級の活用がされますように、また考えていきたいなど。また、京都府との連携を密にとる場面がありましたら、その連携も密にとりまして、柔軟な対応を進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

塩貝議員。

**○議員（1番 塩貝 孝之君）** 今、教育長おっしゃられますように、柔軟な対応ということがどの場面においてもしていただければ一番ありがたいことなんですけれども、お隣の亀岡市さんとか、京都市さんであれば、そういう対象の児童がおれば、その学校にすぐさまに設置するというお話伺っております。南丹市においても先生の確保の問題というところで難しいところもあるかと思いますが、十分に京都府さんと協議をしながら学びたい子供たち、学んでいただかなければならないお子さんたちがしっかりと学べるような環境づくりをしていただきたいと思います。その児童さんについても、当初は学校に行きたくて行きたくて仕方がなかったんですけれども、行けるようになってしまうと、今度授業に全くついていけないんですね。となると、もう通うのが嫌やと言い出したと。保護者の方も大変慌てられたわけなんですけれども、何とかこの春休み中に、次の学年に上がるまでに皆さんに合わせられるような、そのような方策もとっていただきたいということは教育長にもご要望しておりますし、今後において、教育長言われる柔軟な対応がしっかりとできる体制づくりというのを市としても運営していかなければならないと思いますけれども、市長何かご意見がございましたら。なければ結構ですけれども、いかがでしょうか。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 病児の教育、また今は、この質問では課題になっておりませんが、病児の保育など、病弱な子供に対する手当については、一つは医師や看護師、医療の体制がしっかりとないとなかなかどんどん拡張していったり、ふやしていったりというのが難しい状況である中で、今ある既存の資源をできるだけオープンにして有効に活用していくこと。また、教育長からもありましたけれども、その対象者の決定などについても、柔軟な対応をして、できるだけ受け入れていくと、そういったことが大事であろうというふうに考えております。

以上です。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

塩貝議員。

**○議員（1番 塩貝 孝之君）** おっしゃるとおり、医療体制の確保というようなどこ

ろも難しいところもあろうかと思ひますし、どこもかしこもというのは、いろいろ難しいのも理解をします。その中において、1カ所はしっかりできるような体制がとれるのであれば、それで安心もできることもあろうかと思ひますし、そんなことも含めながら、教育長、市長の両方でいろいろご検討いただければありがたいかなと思ひます。

続きまして、定住促進ということで、子育て環境についてお伺いをしたいと思ひます。

これについてなんですけれども、今住んでおられる親御さんたちからの意見をいただいたりするんですけれども、山や川や自然が豊かであるというようなことで期待をして引っ越してこられた方であるとか、子育て環境に優しいというようなことで大きな期待をされて引っ越してこられた方であるとか、そんな方から声が上がっているようなところもあるんですけれども、私が現状を見ましてもなかなか充実していないのかなと思うのがやっぱり小さい子供たちが遊ぶ場所ですね、何か所が公園があつたりするんですけれども、鉄棒はさびついでおつたり、ブランコが使用禁止になっておつたり、小中学生が遊ぼうと思うと、球技は禁止という公園がほとんどであつたり、いろいろな子供が遊びにくい環境があろうかと思ひます。それがせつかく田舎を求めて、この自然を求めて引っ越してこられたりとか、田舎で住みながら何か都会のような縛りがあるような、この現状を何とかならないかなというようなことが私の質問の趣旨でございます。山や川で恵まれている。ほんならどこで遊んだらええんやと。勝手に山へ入ってええんか、勝手に川へ入ってええんか、田んぼで勝手に遊んでええんか。これは都会から来られた人には全くわからへん実情であらうかと思ひます。私のように、このまちで生まれ、このまちで住んでおりますと、ここの山は誰々の山やな、ここまで入っても怒られへんなどというような、ただここへ入ったらごつて怒られるというようなことも小さいときに経験をしながらかけておりますが、このまちに引っ越してこられたり、また市内の中で移住をされますと、違うところに行くと、どんなところで子供を遊ばせたらいいのかわからへん。そんなような問題が大きくあるのではないかなと思ひます。定住促進を進める中で、子育て環境を訴えていくなれば、まず子供たちの遊び場の提供というのも必要ではないかなというふうに考えます。丹波自然公園のような立派な遊ぶようなところを求めているのではないんですけれども、ただ親御さんが安心して遊ばせてあげられる、そんな広場も必要ではないかと思うんですが、市長もしくは担当部長でも結構ですが、ご所見をお伺いをしたいと思ひます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** この問題は、少し住環境がそれぞれ違う地域を抱えておる南丹市全体のほうから考えてまいりますと、都市的な部分については、都市公園とか街区公園、そういうものの整備でございますし、また、私も田舎のほうに住んでおりますので、公民館前の広場とか、地域のゲートボール場、地域のスポーツ施設なども最近各集落にも結構整備をされてきておりますし、また神社の境内とか、あるいは学校の周辺

も随分自然が残っておる状況がございますので、むしろご質問の意図というのは、まちの中心部、住宅街とか、そういったところでの遊び場不足の課題であろうかなというふうに推測をしておるところでございます。南丹市、まちの中ですと、都市公園は街区公園が19カ所で7ヘクタール弱でございますし、近隣公園が2カ所5ヘクタール弱、それから地区公園が1カ所、総合公園が1カ所、緑地が1カ所、合計で24カ所ということで、それぞれ供用をし、健全に利用をいただいております。ご質問の児童公園の整備については、都市公園法の分類によりますと、街区公園の種別となりまして、南丹市の緑のマスタープランによる都市公園の種別ごとの整備目標水準では、国の水準が1人当たり1平米であるのに対して、南丹市は平成22年で既に2.88平米と、実態としては大きく上回っている状況でございます。しかしながら、均等に配置がされておるのかとか、いろんな課題がございますが、少なくとも計画的にまちを整備されたところについては、一定の開発条件の中で街区の公園等は必要とされてきたところがございます。

既存公園の遊具についてもお話しいたしましたが、近年多発いたしました遊具事故に対応しまして、老朽化、破損した遊具については、使用を禁止して撤去して、予算の範囲で新しい施設、そういうものを整備していくということですが、なかなかニーズに追いついていない実態がございます。昔のように野や山を駆け回ったり、収穫後の農地を遊び場に使うとか、そんなことはもちろん親御さんにとっては事故の可能性もあるということで大変ご心配もいただいておりますし、地域の見守りの目が届く街区公園等で遊んでいただきたいと、そんな思いでございますが、さらには、園部の中心部には、小麦山の園部公園、総合公園もございます。この前の台風で随分木が傷んでしまったけれども、最近整備も倒れた枝等も整備もして、皆さんに楽しんでいただけるような環境が整いますように、そういったところも十分ご利用いただきたいですし、国際交流会館の前の芝生の広場では随分親子連れも見かけるわけでございますし、いろいろお問い合わせをいただいたら担当課のほうも情報を提供いたします。以前も質問があったときに、人気スポットは、文覚公園、あそこは一気に池が迫って深みに転落するというような可能性も少ないですし、かなりの面積もありますし、あそこは割と穴場やということで、私も時々行きますと、乳母車を押して散策される方もありますし、少し遠出をしていたら楽しめるところもあるのかなと。情報提供が不十分な点は、また今後保育所とかいろんな情報をお伝えする方法を考えて、PRもしていきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

塩貝議員。

**○議員（1番 塩貝 孝之君）** 都市部といいますか、中心部にこれは限った話だけじゃなくて、お話をお伺いさせていただいたのが八木、園部、美山のお母さん方やったんですけれども、田舎の部分においても、市長、先ほど田畑へ入って危険性があるような

こともおっしゃられておられましたが、ただ親御さんとして川や山で遊ばせたいという  
ようなご意見もあったり、ただこれも勝手に遊ばせたらあかんやろというようなところ  
で、これが開かれた自然の遊び場などあれば、地域コミュニティも広がっていくんじ  
ゃないかなと思いますし、ただ、市長がおっしゃられるように、情報が皆さんに行き渡  
っていないというところも現実あるかと思います。その辺の連携も深めながら、親御  
さんに何かこんな場所あります、こういう遊びやったらこういうところで遊べますよと  
いうところを南丹市内を逆にぐるりと回ってもらえるような、休みの日に美山に遊びに  
行ったり、日吉の公園に遊びに行ったりと、これをしっかりと情報提供をしていただけ  
れば、まだ遊べるような場所はあるんじゃないかなと思います。ただ、遊具に関しては、  
小さいお子さんが遊んでもらえるのが実際少ないというような、これはお話も出ており  
ます。予算の関係もあろうかと思いますが、子育てに優しい、お子さんに優しい、そん  
なまちづくりを目指して、何とか予算確保もしていただきながら、そういう部分につい  
ても整備を進めていただきたいなと思います。

続きまして、定住促進施策における有意性なんですけれども、これは他市町村、どこ  
とも定住促進、うちのまち、うちの市へ来てくださいというような結局のところは同じ  
ような施策が並んでいるのかなというような私の思いです。それぞれの市町でポイント  
と挙げるところ、ポイントとする点はあろうかと思うんですけれども、やはり同じこと  
をやっておったんでは、来てもらえへんなというようなところもあります。ただ、来て  
いただくために、ほんなら何千万円あげるから来てくださいというようなことでもない  
と思います。そこで私が考えますのは、やっぱり南丹市に今住んでいる人間がこのまち  
がすばらしいまちやと、住み続けたい、子供たちも孫たちもこの地域で育てほしい、  
そんなまちづくりを進めることが定住促進の根幹の部分ではないかと思います。南丹市  
の立地適正化計画において居住誘導区域が設けられようとしておりますが、地域別の定  
住促進施策であったりとか、京都府の移住促進特別区域、この部分とは場所が異なろう  
かというような部分もあります。市が勧めるここに住んでくださいよという部分と、京  
都府が勧める、ここに住んでもらえれば補助金を出しますよというところは住んでもら  
う場所が違います。どういう方策を持って、その場所に住んでもらうのか。市の方針は  
どこの部分に向いて行っていくのかというのは非常に重要なことであろうかと思いた  
すが、来てもらうということに重点を置くよりか、住み続けてもらう。このことに重点を  
置く施策のほうが私は将来性があるのではないかと思います。やっぱりそのとき一旦、  
補助金なりいろいろもらいますが、このまちで20年、30年、50年と住んでいただ  
くことを考えますと、今住んでおられる方が笑顔になってもらうことこそ、これが定住  
促進に大きくつながる施策になるのではないかなというのが私の考えであります。4町  
が一つになって南丹市というくくりで考えていこうではないかと、市長のお言葉もござ  
いました。日吉や美山、八木や園部、それぞれが別々で動くのではなくて、亀岡に引  
越される、京都市内に引越されるより、せめて南丹市内の中での引越しであれば、

市の状況は変わらない部分もあります。これは今、つくられようとしておるコンパクトシティ、この部分にもかかわるかと思いますが、まず4町が一つになって、このまちに住み続けてもらう。そのような施策が必要ではないかと思いますが、その部分について、市長のご所見をお伺いをいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 余り時間がございませんので、ちょっと早口でしゃべりたいと思いますが、今おっしゃっていただいた立地適正化計画とか、京都府の誘導地域とか、いろんな施策を織りまぜながら総合的にやっていきたいというのが思いでございますが、考え方としては、交通インフラのすぐれたところで、十分通勤地域のエリアについては、面的な開発も含めて流入人口をふやしていきたいということで考えておりますし、また農村部については、空き家対策とか、あるいは集落の維持が困難と。そんな中でかなり一本釣りの要素がございますが、一人一人ふやしていくような施策が必要であろうということで今日まで取り組みを進めてきたところでございます。住み続けるためには、やっぱり衣食住一体となったまちづくりが必要ですし、そういった意味では、最近4社ほど南丹市に新しい企業が来ていただいておりますが、積極的に地元の雇用をお願いしながら継続して働け、そして暮らせるまちをつくっていかなければならないと思いますのと、あと1点、これから大事になるのかなというのは、なぜここに住み続けておるのですかというIターンの方のお話の中では、もちろん自然環境とか、住宅環境ございますが、人間関係がいいからと。

**○議長（今面 不悖君）** 市長、時間となりましたので。

**○市長（西村 良平君）** はい。ということで、中途ですが、答弁を終わらせていただきますと思います。

以上でございます。

**○議員（1番 塩貝 孝之君）** 以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（今面 不悖君）** 以上で、塩貝孝之議員の一般質問を終わります。

次に、12番、吉田尋子議員の発言を許します。

**○議員（12番 吉田 尋子君）** 議席番号12番、みらいねっと南丹の吉田尋子でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は、児童虐待防止と防災の観点から備蓄物資、そして学校給食の3点について質問いたします。

まず1点目は、児童虐待防止対策についてです。

先般、千葉県野田市におきまして、小学校4年生の栗原心愛さんが父親の虐待により死亡するという悲しい事件が起きました。幼い大切な命が実の父親によって奪われる

という痛ましく、そして悲しい事件です。辛い最期となったこの少女の10年の生涯の中に楽しいことがあったらどうか。幸せを感じることでできる家族団らんのときがあったらどうかと考えますと、いたたまれない気持ちになります。ほかにも程度に差はあるものの毎日のように新聞やテレビで虐待事象が報道されております。京都府下においても、平成18年に長岡京市で児童虐待死亡事件、平成27年にも母親が4カ月の男児を床に打ちつけ、意識障がいを伴う重症を負わせた事件が起きています。昨日、参議院予算委員会においても、安倍首相は子供の命を守るのは大人の責任である。全力を挙げて虐待の防止、根絶に取り組んでいくという姿勢を見せられました。ここ数年、本市におきましても虐待認知数が増加傾向にあると聞いております。本市の児童虐待の認知件数とその内容、そして増加率などを市長にお伺いいたします。

**○議長（今面 不惇君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** それでは、ご質問いただきました吉田議員のご質問にお答えを申し上げたいというふうに思います。

南丹市内の児童虐待の発生とその内容、また増加の様子はどうかということでご質問をいただいております。南丹市内の状況までに少し全国の状況も見ますと、これは厚生労働省でございますが、児童相談所が対応した虐待件数でございますが、2008年に4万2,664件と、それが年々増加いたしまして、これは2017年度でございますが、13万3,778件と。しかしながら、死亡児童数というのか、残念ながら虐待によって無残に亡くなられたその児童の数というのは、余りふえていないと。数だけでいいますと、2008年が67件で、それから2016年が49件と。世の中全体に児童の虐待問題がどんどん大きく、当然でございますが、関心が持たれクローズアップされてくる中で、みんなの関心が相当高まってきております。そんな中で虐待通報でございますとか、あるいはどこに相談したらええかということで、いろいろ情報も出てくる中で、警察とか、あるいは市役所とか、あるいは「189」と、「いち はやく」ということで虐待の通報電話などもございまして、本当にこの傾向はみんなが関心を持って、児童虐待の実態を表に出していこうと、通報していこうと。そのこと自体は非常にいいことであろうというふうに思いますが、しかしながら、全体的な傾向として、死亡までに至るケースはふえていませんが、虐待の件数というのは、実態として数字としてはふえておるといふ、そういう状況でございます。

南丹市では、要保護児童対策地域協議会、通称要対協という組織をつくっております。そこでいろんなケースを管理してきております。ことしの2月20日現在で、186件となっております。昨年末から転出や年齢到達、あるいは事案の解消などにより56件が終結となりましたが、新たに55件が登録されておるといふことで件数はなかなか減ってはおりません。総数といたしましては、昨年3月末と比較すると、1件減でございますが、ここ3年間では、80件増と、残念ながらふえておる傾向がございま

す。

またその内容でございますけれども、虐待の4種類分けられております、虐待4種と呼ばれる内容で見ますと、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、育児放棄などがございますが、それから心理的虐待、そういったものが全体の8割を占めている状況でございます。

また要対協の台帳に登録するに当たっては、所属する小中学校や保育所、幼稚園からの相談や通告により登録する場合や、保健医療課との連携の中で登録に至る場合のほか、児童相談所や他市、よそのまちからの連携や移管によりまして、新たに登録する場合がございます。そういった、今南丹市内の状況でございますが、虐待と思ったら、先ほど言いました「189」という標語が定着してきております。全国共通の児童相談所のダイヤルを利用させていただいて、ご近所の方が通報される場合もふえてきておると思いますが、どうぞ市民の皆さん、全体に関心を持って、この問題に取り組んでいただきたいというふうに考えておりますので、またご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

吉田議員。

**○議員（12番 吉田 尋子君）** 3年間の間に80件増ということで、解消しましても、また新しく登録されるということで、やはり楽観できる状況ではないというふうに考えております。内容につきましても、身体的虐待だけではなく、心理的虐待ということで、子供にとって家庭が安らげる家庭ではなくて大変辛いものになっているだろうということが想像できます。

それでは、この状況を踏まえまして、虐待防止の現体制の状況と課題について、担当部長にお伺いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

榎本福祉事務所長。

**○福祉事務所長（榎本 尚君）** 現体制において、十分な体制がとれているかというようなお問い合わせであろうというふうに思っております。

現在、南丹市では、正規職員4名と嘱託職員の家庭児童相談員4名の計8名が、いわゆる要対協調整機関の役割を果たしておりまして、小中学校や保育所、幼稚園、民生委員・児童委員、警察、医療機関、京都府、家庭支援総合センター、市役所の各関係機関と日々連携を図りながら、虐待事象の対応と家庭や児童の状況確認を行っておるところでございます。

南丹市におきましては、幸いにいたしまして、重大な事象は発生をいたしておりません。これも関係機関の皆様方が児童虐待の防止と対応についてご理解をいただき、ご協力をいただく中で良好な関係を構築、維持できているものというふうに感謝をいたしておるところでございます。



一方で、ケースごとのアセスメント能力や今起こっていることに対しての迅速かつ適切に対応できていることにつきましては、相談員の経験に裏打ちされている部分も大きくございまして、関係機関との良好な連携関係を含めての体制を今後も維持、継続していくことが必要であるというふうに考えているところでございます。

あわせて、正規職員の配置につきましても、特に嘱託相談員のチーフとしての役割も担うところでございまして、そうした職員のさらなるスキルアップということが必要になってくるというふうに考えているところでございます。児童相談所からの移管も含めまして、市町村が管理する児童虐待ケースもふえる状況もある中で市町村の役割も相当重要になってきております。持続可能な支援と対応のためには、関係機関の一層の連携強化が必要になってくるというふうに考えておりますので、長期的、計画的な人材の配置と育成に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

吉田議員。

**○議員（12番 吉田 尋子君）** 今、説明いただきましたように、要対協の中では、母子保健や医療機関、それから学校、保育所、民生児童委員、警察、児童相談所の密なネットワークを生かしていただきまして、虐待を早期に発見することができると思います。関係機関の中での役割分担を明確にいただきまして、千葉県野田市のような事故が起こらないように、しっかりと適切に対応していただきたいと思います。

それでは、連携という視点から次の質問に移ります。

本市では、子育て世代支援包括センターが昨年10月からスタートし、妊娠期からの切れ目のない子育て支援を実現すべく、産前・産後のサポートを強化しておられます。その内容とその後、幼児期につながる支援については、どのように継続しているのかを担当部長にお伺いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

榎本福祉事務所長。

**○福祉事務所長（榎本 尚君）** それでは、吉田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどもご紹介いただきましたように、昨年10月から妊娠届け出の提出時に、保健師が丁寧に妊婦の話聞くということで、利用者支援事業母子保健型を始めたところでございます。

妊産婦のリスクについては、保健医療課と子育て支援課が連携しまして情報共有を図り、対応する仕組みを整えておりまして、妊娠期からの切れ目のない支援がスタートするところでございます。

また、希望される妊婦に対しまして、産前・産後サポート事業、いわゆるマタニティ訪問も実施をしており、必要な方には支援につながる取り組みも行っておるところでござ

ざいます。

出産後については、両課が実施する、親子が集える広場事業や健診、相談事業の中で、職員を含むそれぞれの専門職が身近な相談相手となるよう努めておるところでございます。

保育所等への就園後につきましては、保育所や幼稚園が相談やサポートを行う役割を担うことになりまして、また保健師も園巡回などを行い、児童が就学するまで支える取り組みを行っておるところでございます。

就学後におきましては、学校が中心となっただき、必要に応じて関係機関が家族にかかわっていく体制になるため、保健師や子育て支援課職員がかかわることは少なくなっただけですが、保健師や子育て支援課職員は長い期間にわたって子育て相談の窓口として、また支援のコーディネーターとしての役割を担っておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

吉田議員。

**○議員（12番 吉田 孝子君）** 妊娠期からのかかわりを持っていただくことで、ハイリスクな妊婦さんに対しての支援ということが行われていると思います。ただ、最近、支援を拒否するケースというのがあると聞いております。支援とか、相談とかいう形ですと、つついイメージがかたくなりますし、妊婦さんからしても私だけが特別なのかというような思いもあったりして、なかなか心を割って話をするということがなかなか難しいのではないかと思います。自然な形で温かいかかわりを持ちながら見守っていくような支援を考えていく必要がこれからあるのではないかと強く思っています。

フィンランドのネウボラという子育て家族への支援の仕組みを勉強する機会がありました。ネウボラというのは、妊娠初期から就学前までの子育て家族を個別に1人の担当者が担当し、サポートする制度です。母親だけでなく、父親や子供と定期的に面談し、暮らしぶりを聞いたり、丁寧にフォローする。そのような専門家が途中で交代することなくずっと寄り添い続けます。支援する側と支援される側に強い信頼関係が生まれることで、就学前まで継続的に確かな支援が可能となるものです。リスクを抱えた両親に限定するのではなく、全ての子育て世代が当然のこととして見守られている。そのような状況を学習してまいりました。養育不安を取り除き、虐待も未然に防げる。そのような環境が本市にもぜひとも整ってほしいというふうに思います。

信頼関係を築くということは、支援を拒否されないための第一歩であると思います。何か問題があってから相談、支援というのではなく、今やってもらっています母子手帳を渡す際の面談やマタニティ訪問、赤ちゃんの乳児訪問、それを問題を発見するというだけのものにするのではなく、お母さん、そして家族と温かいかかわりを持つ、そのようなツールに今後していただきたいと思っております。

本市には、子育てすこやかセンターや子育て集いの広場、家庭児童相談などさまざまな窓口やお母さん同士がつながる場所があります。しかし、虐待が起こる可能性が高いのは、そこに一步を踏み出せないそんなお母さんやお父さんだと思います。全ての親子としっかりとした関係をつくるのが虐待の起こり得る事案を未然にキャッチする最善の策だと考えております。

それでは、虐待についての質問の最後に、子供の命は必ず守る。児童虐待防止、そして根絶に向けた市長の方針と決意をお伺いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** この件の最後の質問までにお答え書をいただいた内容が答えのような気もするわけですが、政府は2022年度までに児童福祉司を2017年度に比べて2,000人ふやそうと。そして5,260人とする計画を立てております。しかし、今おっしゃいましたように、もちろんそういった児童福祉司を養成をしていくということは大切なことで、そういったゆとりのある現場での対応がしやすい環境づくりは必要であろうと思いますが、問題の解決のポイントとして今注目されておりますのは、虐待は生活困窮とか、社会的な孤立などによりまして日常の生活のいらいら感が子供に向かうことで起きる場合が大変多いというふうに言われております。

2016年の児童福祉法の改正でも、児童虐待対策は、早期発見、早期対応から発生子予防にかじが切られたというふうに見られております。今、ご指摘もいただいたように、いろんな関係する機関が子供だけを見るんじゃなくて、その家庭を全体を見ていくような連携、協力、あるいはサポート体制が今一番求められておると思います。本市は限られた人材で、全てそのことを取り組んでいくということは、なかなか難しいわけですが、条件が許せる範囲でそのような方向づけをしてまいりたいと思いますのと、それから千葉の場合は、学校と児相との連携が長期に休んでおるのに、それを把握し切れてなかったという、非常に残念なミスもあったというふうに聞いておりますし、そういった意味では学校、それから福祉、そういうものがしっかりと結びつくような取り組みを方向づけていく必要があると思いますので、それが今後の大切な対策であり、決意のほどをとということですが、そのあたりの連携強化についてを決意としてお答えをさせていただきます。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

吉田議員。

**○議員（12番 吉田 尋子君）** ありがとうございます。家庭環境や社会の環境が全てが児童虐待に結びつく背景にあると思います。そのあたりも含めてしっかりと取り組んでいかなければならない問題だと思っております。市長の答弁の中にもありました「189（いちはやく）」なのですが、ここにオレンジリボンキャンペーンのときに配

っていただきました冊子がございます。裏面に、189、児童相談所全国共通ダイヤルということで189という番号が載っております。「子どもの笑顔のために」という冊子です。これについてもオレンジキャンペーンのときだけではなく、いろいろな場面で啓発を今後も進めていただきたいなというふうに思っております。

それでは、次の質問に移ります。

去年は、台風や豪雨災害が相次ぎました。7月豪雨時には、一時避難所を含めると、400人を超える方が避難をされました。幸いにも長期の避難となった方はおられないものの不便な生活を余儀なくされた方がたくさんおられます。その際に避難をされますと、アルファ化米というのと、カップ麺、それから飲料水、それから保存用ビスコというのが支給されるということを聞いております。それは短い期間の避難所での対応ではあると思うんですが、今後大災害時における避難所用備蓄物品などについて備蓄状況と備蓄物品と在庫数、それから備蓄場所を市長にお伺いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** お答えをいたします。

平成30年度、本年度は、7月の豪雨や相次ぐ台風、そして長時間に及ぶ停電などに見舞われ、特に7月の豪雨のときには、大変4日間という長時間にわたりまして、雨が降り続いたと。また停電も場所によっては、3日、4日、5日と停電の復旧がおくれたというような地域もございます。たび重なる避難所開設等により備蓄品の供給機会も多くありましたし、水や食料につきましては、備蓄が減少しておりますのと、期限が迫っているものがアルファ化米で1割弱ほどが期限が迫っておるような状況でございます。順次補充を進めているところでございますが、毛布などにつきましては、クリーニングが、次々起こる場合には、間に合わないと。クリーニングをして次の災害に備えるということがなかなか間に合わないとか、数に余裕がないとか、いろいろな課題がこの間出てまいりました。こうした最近の状況を踏まえまして、食料品や生活必需品、応急復旧資材等の備蓄数、品目もふやしてまいりたいというふうに考えております。

また、各家庭におかれましても、先般も新聞に、園部の川辺地区の防災組織の取り組みなども紹介されておりましたが、非常時持ち出し備品をこれだけそろえてくださいと、川辺のほうでは現物の見本を置いて、非常時には、その持ち出しをお願いし、その中には、食料なども含めまして取り組みをされておりますが、そういった行政の取り組みと、それからふだんからの市民の皆さんの自主的な努力、またお互いに助け合う共助の努力と、両方相まって、万全な体制ができるというふうに考えております。ご質問のあった詳細の備蓄内容については、担当部長のほうからお答えをさせていただきます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

山内総務部長。

**○総務部長（山内 晴貴君）** ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

備蓄内容の物品につきましては、先ほどご指摘をいただきました乾パンでございますとか、あるいはアルファ化米、また水等々の備蓄品をそれぞれ支所なり本庁に一定量を備蓄いたしております。詳細の数につきましては、ちょっと通告も出ておりませんでしたので、今詳細を把握いたしておりません。また後日、資料にてお示しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

吉田議員。

**○議員（12番 吉田 尋子君）** 幾つかの市町村の備蓄計画について調べてみましたところ、大体災害発生後、3日間を乗り切ることを目標に、人口の5%から10%をもとに算出した食料品の備蓄が多いということです。内容につきましても、本市で備蓄していただいておりますものに加えて、レトルト食品であるとか、ベビーフード、粉ミルクなどを備蓄している市町村もございます。

そこで、本市において、乳幼児に配慮した粉ミルクやベビーフードの備蓄がないということを伺いまして、安心して子育てができるまちを目指す本市において、これは少し残念な状況ではないかというふうに考えました。東日本大震災や熊本地震の際には、フィンランド製の乳児用液体ミルクが支援用物資として被災者に提供され、大変助かったということを聞いております。乳児用液体ミルクというのは、粉ミルクのようにお湯で沸かして冷ますということが必要ではなく、災害発生直後のお湯が十分に準備できない状況でも、すぐに衛生的に乳児に飲ませることができます。東日本大震災、熊本地震の際には、まだ日本で製造販売が解禁されていなかったのですが、昨年8月に解禁をされまして、ただいま国内2社で開発をされ、今週には発売されることになっております。実際に、緑と子供を育むまちを目指しておられます大阪府箕面市では、乳児用液体ミルクを備蓄することを平成31年度当初予算に盛り込み、2月議会に提案をされています。乳児用液体ミルクの価格は、125ミリリットルのパックが約220円ということで、粉ミルクに比べますと割高になっておりますが、箕面市では、公立保育所に常時備蓄し、ふだんから使用しながら、そしてなくなった分について買い足していくというローリングストックの手法で備蓄を行う予定だそうです。600パック備蓄の予算は12万7,000円ということです。安心して子育てができるまちを目指す本市でも、ぜひとも液体ミルクの備蓄をと考えますが、お考えをお伺いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 乳児用液体ミルクについては、育児中の方を対象として、これは民間の会社でございますが、ベビー用品関係の民間の会社で、アンケートをとられた結果、「使ってみたい」というふうにお答えになった方が多数を占めて、その理由として災害用の備蓄、避難グッズとして役に立つというようなことで、ご利用者自身もそういう場合にも有用であるというふうにお考えと伺っているところでございます。乳児

用の液体ミルクの製造販売が、まだ解禁されて日が浅い状況でございまして、普及の見通しは不明でございますが、家庭内備蓄と行政備蓄の両面からこれは検討してまいりたいというふうに思います。ただ、保存期限については、6カ月とミルクとしては比較的期間が長いわけですが、仮に行政が備蓄をする場合、他のものは大体5年を保存期限といたしますか、安心して使える期限が5年という、そのようになっておりますので、防災訓練などでは保存期限が近づいたものから使用しながら訓練を行っておりますが、6カ月となりますとやや短い状態で、先ほど保育所なんかではローリング備蓄をされておるといようなことで、何か有用に、せつかく備えたものを廃棄するというのも課題もございまして、そのあたりも考えながら、今後備蓄については検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

吉田議員。

**○議員（12番 吉田 尋子君）** 前向きに考えていただくというご答弁で大変うれしく思っております。

異常気象の中で起こり得る大災害や地震災害が懸念される中、乳幼児はもちろん、男女全ての年代の方が災害時に不便なく過ごせる避難所設置と、備蓄物資等の検討が急務と考えます。市長に見解をお伺いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 東日本の大震災とか、熊本地震を始め、近年の災害等においては、かなり課題のある皆さん方、高齢者とか、障がいのある方とか、それから妊婦さん等とか。あるいは、幅広い年代の身体的なハンディのある方も避難されることから災害時における要配慮者の避難支援体制の整備が全国的にも課題になっております。全ての年代の男女がということですので、そのあたりについては、まだまだ課題が山積しているところでございます。本市におきましては、関係団体とか、社会福祉施設等のご協力のもと、福祉避難所の指定を始め、災害時における福祉用具を含め、物資の提供に関する協定を締結するなど、災害時の避難体制、特に配慮を必要とする皆さん方の避難体制の整備を進めておるところでございます。

市が指定する収容避難所については、主に市内の公共施設、多くは体育館を指定しておるといような状況でございますが、なかなか冬は寒く、夏は暑いといったことでもう少し豊で、それからじっとしているのではなくて、テレビなどもあって、災害の情報なんかも聞けることが安心にもつながることでございますし、そういった意味では要配慮者はもちろんですが、一般の避難者にとっても今後、収容避難所の指定の仕方についても少し見直しをしていく必要があるかというふうに考えておりますし、また、避難所のおトイレの問題。これは大きな課題です。避難所のユニバーサルデザイン、段差も

問題でございますし、そういったことにつきましても、京都府あたりでもガイドラインを設けておるところでございます。

南丹市では、平成28年9月に京都府総合防災訓練を実施した際に、京都府とともにこのガイドラインに沿って訓練を実施しており、市としても、避難者が安心して過ごすための資材、食料等を調達、そして一定量の備蓄を行っているところでございますが、先ほどからご指摘もいただいております点も十分考慮しながら、今後の備蓄計画を進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

吉田議員。

**○議員（12番 吉田 尋子君）** 防災計画の中に、女性の声をしっかりと盛り込んでいただくためにも、昨年9月議会で申しました防災会議への女性委員の登用も再度お願いしたいと思います。

それでは、最後の質問に入ります。

本市では、小中学校の完全給食が実施されております。4町ごとにある共同調理場で、4中学校、7小学校の2,000人分を超える学校給食が毎日つくられております。学校教育法第11条で、学校給食にかかる経費の負担区分を定めており、給食の実施に必要な施設、及び設置に要する経費と学校給食施行令第2条に定める学校給食に従事する職員の人件費、施設及び設備の修繕費は、学校の設置者、すなわち南丹市の負担であり、これらの経費以外で学校給食に要する経費は、保護者の負担と定められております。すなわち給食の食材費が保護者負担ということになります。

本市では、4町で給食費が異なっております。平成29年9月定例会におきまして、同僚議員の質問に対する前教育長答弁では、献立検討を調理場ごとではなく、市全体の基本献立に基づく実施体制を確立した上で、給食費の統一化を早期に図ってまいりたいとのことでした。依然として統一がなされていない要因について、教育長にお伺いいたします。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

木村教育長。

**○教育長（木村 義二君）** ご質問にお答えします。

学校給食費につきましては、議員ご指摘のとおり、学校給食法第11条に定められておりまして、人件費、施設費の管理以外は、食材費は保護者負担となっております。したがって、本市の保護者負担の部分と、その給食費が異なっている原因でありますけれども、これは今各調理場ごとの精算方式をとっております。そういう中で地域の特色を生かした食材ということを中心に置いてやっております関係上、現在も調理場方式をとっておりますが、今後、この給食費が異なっていることについては、今後考えていきたいなど、このように考えております。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

吉田議員。

**○議員（12番 吉田 尋子君）** 南丹市の給食は、非常に味がよいです。私はほかの市町村の給食もちょっと食べる仕事をしていることがありましたので、南丹市で食べていた給食は本当に心がこもっておりまして、地産地消の考え方で非常にきめ細かな配慮がされているというふうについていつも思っておりました。育ち盛りの子供たちはもちろん育っていてももらった方がいいんですけど、育ってはいけない大人まで育つほどのおいしさだったというのを覚えております。しかしながら、行政施策において受益と負担の公平性を考えますと、やはり給食費の統一というのは、大事なことだと思いますので、統一についての動き、そして時期も含めまして、市長にお伺いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 教育委員会と市長部局で教育の課題について、日常的にも情報のやりとりをしている中で、給食費の料金の統一については、これを取り組んでいかなければならない課題としては上がっておるわけでございますし、段階的な進め方なども検討してきた経過があるわけでございますが、今後一つは統一的な調理の内容、給食の中身でございますが、原料の調達の方法なども現在、それぞれの地域の特性を生かして、調達をしておりますし、先ほど教育長が述べましたように、その地域ならではの給食も実施していきたいとなると、おのずと調達材料も異なってきますし、単価も当然異なってくるということと、それからそういうふうにするさとの食材をできるだけ使うということと、それから天候に左右される特に農産物あたりは、なかなか一定価格、あるいは一定量を安定的に確保するということが難しい状況もございますので、そのあたりも両にらみで今後の統一化に向けたプログラムをつくっていく必要があろうかと思いますが、課題としては、俎上をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。いつごろどうするとか、そこまではちょっと今のところはまだ決まっていますか、そうしたら教育長のほうから少し答弁をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

木村教育長。

**○教育長（木村 義二君）** ご質問にお答えいたします。

学校給食の運営の方法につきましては、南丹市学校給食運営委員会というのがございまして、そこで運営上の課題、検討をいただいているところでございます。給食費の統一化に向けた検討も現在いただいておりますので、今市長お答えをされましたように、基本的な献立が南丹市で統一していこうという部分がございまして、そういう部分を含めまして、時期といたしましては、平成32年4月から現在調整を行っております。ただし、3月に定例教育委員会がございまして、その教育委員の了承を得ることができましたら、具体的な動きをつくっていききたいなど、このように思っております。



以上です。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

吉田議員。

**○議員（12番 吉田 尋子君）** 運営委員会、そして最終的には教育委員会のほうで決定がなされていくということですが、平成32年度4月に統一がなされますようによろしく願いいたします。

学校給食は、児童生徒にとって栄養バランスのよい食事ができるというだけではなく、心も養う大切なものです。学校では、給食に関する取り組みとして地産地消の食材が使われていることを学習したり、生産者や調理員さん、運搬していただく方や栄養職員さんのおかげでおいしく給食を食べられているということを学んでもいます。南丹市の小中学生が南丹市の学校給食で、今後も心身ともにすこやかに育つことを願っております。質問を終わります。

**○議長（今面 不倅君）** 以上で、吉田尋子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

11時45分から再開いたしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

**午前11時32分休憩**

.....

**午前11時45分再開**

**○議長（今面 不倅君）** それでは休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、八木信樹議員の発言を許します。

八木信樹議員。

**○議員（14番 八木 信樹君）** 議席番号14番、活緑クラブ、八木信樹。議長の許可を得ましたので、通告どおり一般質問をいたしたいと思います。

今回一般質問では、三つの項目を上げさせていただきました。

まず市有財産の有効活用と公共施設の再配置について。市長就任後からの行政運営について。防災についてであります。これらの質問は市民の関心が非常に高く、同僚の議員から相次いで質問がございました。私も同じ質問となるかもしれませんが、ご容赦願いたいと思います。

では、早速今回質問する市有財産の有効活用と公共施設の再配置についてであります。

現在、本市には、300近くの施設があり、建物が建ってから30年以上たつものが40%近くとなっております。それらを踏まえ、今後を考えていく上で、耐震化、修繕していかなければならないことは容易にわかります。また、利用状況や維持管理も含め、今後市政としてどのように施設を管理していくのか。また今ある施設の有効活用をどのように推し進めるのか、その他の選択肢として市有財産の売却、または譲渡、さらには老朽化した施設の再配置等を考えていく必要がございます。ほかの類似市町村も同様に施設の管理を集約し、また再配置に努めていると聞いております。しかしここ南丹市に

においては616キロ平方メートルと広大な土地であり、市町村が広く点在するのも事実であります。市民が今までも、これからも生活していく上で必要な施設は残すことは大切だと考えます。そのことも含め、今後の市有財産や公共施設のあり方をしっかりと検討していかなければならない。また、同僚議員が言われました市民ワークショップでもいろいろと議論されていることも踏まえ、今後の市有財産の有効活用と公共施設の再配置について、市長にお伺いいたします。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** それでは、お答えをいたしたいと思います。八木議員におかれましては、日々地域の要望も踏まえながら積極的な住民の福祉のためにご活躍いただいておりますことを御礼申し上げたいというふうに思います。

ただいまご質問いただきました公共施設の再配置の考え方でございます。同僚の議員の皆さんからもご質問をいただいておりますので、答弁が重複するところもあろうかと思いますが、お許しをいただきたいというふうに思います。

ご承知のように合併をいたしました南丹市には、それぞれの旧町から継承いたしました老朽化した施設が数多くあり、非常に厳しい財政状況の中で修繕費の負担が重くのしかかっているのは事実でございますし、またその維持についても維持経費についてなかなか重い負担となっているところでございます。すなわち公共施設の統廃合を含めた再配置を今後精力的に進めなければならないというふうに考えます。そのためにも現在、公有財産処分等検討委員会において検討をいただき、ワークショップの開催やパブリックコメントの実施など市民の皆さんからの意見をいただく場を持つなど取り組みを進めている状況でございます。市の財政負担軽減や市民の目線でのサービスの向上を進めるためにも民間の力、民間の活力の活用が重要とも考えており、公の施設の指定管理だけでなく、場合によりましては、市有財産の譲渡等も含めた積極的な方策もあわせて検討していきたいというのが現在の状況でございます。

まず1問目のお答えとさせていただきます。以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

八木議員。

**○議員（14番 八木 信樹君）** ご回答ありがとうございます。このことは、本市だけではなく、全国的にもいろいろな取り組みをされております。その中、特に昨年では、今までにないような考えで動かれた市がでございます。ニュースでも取り上げられましたので、一例として挙げさせていただきます。埼玉県の深谷市で昨年の12月26日に使われていない市有財産の売却のため、予定価格をマイナスに設定した入札を実施し、マイナス795万円で落札されたと発表されました。この中身としては、落札者が建物の解体費を負担する一方、落札額は市は負担するといったものであります。市が遊休資産に対して、落札者の民間が初期投資における負担の軽減も含め、市有財産であったもの

をよりよく有効活用してもらおうという考えのものであります。こうしたように、遊休資産をどのようにしていくか考える自治体が多くなっております。

述べました事例のように買い手がつきにくい物件に対し、民間活用を促す手段として全国に広がる可能性もあることを一つの参考例としておきます。

また、今年の台風で大きな被害が伴い、建物の天井から雨漏りが起きているものやさらなる維持管理が難しいもの、全く機能ができないものがあると聞いております。その中の一つが八木町のB & Gプール施設であります。まず、現状、どういう状態であるのか、市長にお尋ねいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** ご質問で、ご指摘の八木町のB & Gプール施設でございます。このプールにつきましては、昭和60年に建設された全天候型である八木町B & G海洋センタープールであります。今年の9月、台風21号の強風の影響を受け、躯体上部のマストが全て破損いたしました。また、骨組みの鉄骨も破損をしている状況でございます。また、テントの破損の影響からプール槽のFRP樹脂の破損や揚水ポンプの破損も見られ、大幅な修繕と総点検を要する状況にあるところでございます。再開をいたしますのには、被災部分での修繕に合わせまして、施設の長寿命化を考慮いたしますと、開設当初から使用している設備の更新も考えていく必要があります。修繕の概算については、概算でございますが、2億円程度かかるということで、現状では非常に厳しい状況でございます。設備の更新では、ろ過機や塩素注入器、配管及び水道施設、プール排水設備、こういったものが現状でも災害前でも一部使えないものも出ておった状況でございます。さらに、このB & Gプール、利用実態としては、平成30年度で、市内の利用者で約700人、市外を合わせると1,000人余りでございますが、約700人、それから稼働期間中の1日平均の利用者は平均いたしますと10人を切っておる状況でございます。一方、年間の管理運営費は300万円近くで、利用収入は、年間3万円を超えることはございません。そういった状況を総合的に考えていきますと、この施設をこのまま継続的に利用していこうと。そのためのいわゆる投資を、修繕投資を行っていくということについては、さまざまな意見があるところでございますし、非常に厳しい状況でございます。

一方、この施設は、B & G財団からいただいたものですので、東京に行きまして、B & G財団の担当の方とも打ち合わせをいたしておるところでございますが、なかなか継続が難しいという点については、ご理解をいただいているところではございますが、今後公共施設の再配置計画など全体の状況も見きわめながら、最終的にどのようにしていくのか、判断をしてまいりたいというふうに考えております。状況は極めて厳しい内容でございます。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

八木議員。

**○議員（14番 八木 信樹君）** 今おっしゃられたとおり、現状はやはり厳しいものがあるのかなと私個人も今感じました。その中でやはり今後どうしていくのか、しっかりと検討していかなければいけない。また、地域の住民の思い、また今後八木西区画整理事業により新たな住民がふえてきます。そのとき子供や市民の触れ合い、楽しめる安心・安全な場所等も必要になってきます。そういった意味で広く検討していかなければいけない。また、今後につながる計画もしっかり考え議論しながら、また、子供たちが遊べる場所、そして市民が集える場所等も考えていって今後の発展につなげていってもらいたいと思い、次の質問に入らせていただきます。

市長就任後からの行政運営について伺うということで、代表質問では、財政のことを踏まえた今後の行政運営ということでありましたが、私は就任後からきょうに至るまでの行政運営に尋ねたいということでもあります。皆様もご存じのとおり、市長に就任してから10カ月がたちました。就任前から上げてました公約どおり活気ある産業の振興、若者が定住できるまちづくり、暮らしの安心と安全、そして地域の個性を生かしたまちづくり、教育と文化の人権尊重のまちづくりを踏まえた上で行政を進めてこられたと思います。その中には、子育て世代を応援するという姿勢を前面に出した子宝祝い金を上げられ、また、学童保育を学校に隣接する等いろいろ計画されております。さらには、市民の利便性向上のため、高齢者講習を園部で講習ができるように動かれました。限られた財源以外のためにも、国や府へ赴き、要望や補助金のために活動されております。

また、伝統や文化を後世に伝えるということで、市長みずからも現場に赴きアピールをされていること、さらに園部立藩400年ということも含め、文化を前面に出され、市のにぎわいをつくっておられる、その中で市長が考える就任後からの行政運営を動かす中で大切なこととは何になるのかお聞きしたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** お尋ねにお答えをいたしたいというふうに思います。

就任いたしまして10カ月がたちましたが、少しずつではありますが、それぞれの行政課題についての解決に向けての歩みを進めておるところでございますが、今日まで一定のお約束、あるいは方向づけがなされてきた、特に大型事業を中心にして、見直しや修正も加えながら厳しい財政状況ではありますが、実現を一刻も早く図っていく必要があるというのが基本的な姿勢の1点目でございます。

それから市民に約束した5つの重点の課題、柱でございますが、それに沿いまして、定住促進や産業、地域振興、また福祉教育の推進のため、新規の事業や事業の充実を図る努力も進めてまいりました。特に、南丹市の歴史や文化を活用して、内外に情報を発信し、市民に南丹市、ふるさとに誇りと自覚を持ってもらう。このことにより、まちづ

くりの希望や意欲を少しでも高めてもらおう。また南丹市としてのまちの一体感を持ってもらうことが大切であろうというふうに考えてまいりました。

また、常に財政の見通しを立てながら背丈に見合った事業の量や質を考えていく、また維持していく、このことも大切なことであり、私が進めていこうと、この10カ月間思っておりました基本的な立場でございます。

あわせてもう一つ一番大切なことは、職員を育てるということでございます。よくご指摘をいただいておりますが、市民に対してしっかり挨拶ができていないという話も聞くところでございます。まず市民の皆様にしかりと挨拶ができることや、公僕としての自覚、そして仕事に対する意欲ややりがいを持てるような職場づくり、また職員をつくっていくこと。特にこれからの若い職員を育てていくことが大切であろうと考えておりますし、職場内での提言、職員からの意見、そういったものもしっかり聞いて、行政に反映できるような仕組みづくりを進めていく必要があるというふうに思っております。職員を育てるプログラムについては、まだ日常の業務にかかわっての研修活動の範囲でございますが、これから徐々に広げていくことも必要であろうというふうに考えております。

また、市民に対しては、決して施すとか、与えるとか、そういう上からの考え方を排除して、市民のまちづくりに対する積極的な活動や意欲に応えて、支援を行っていく姿勢であらなければならないというふうに考えておるところでございますし、そのことは、同僚議員も過去にご質問もいただいておりますが、市民協働の大切さを十分わきまえながらこれからの市政運営を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上が大切なことは何かに対するお答えとさせていただきます。以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

八木議員。

**○議員（14番 八木 信樹君）** ありがとうございます。そうですね、ともに働き、そして汗を流して行動する職員のやっぱり育成も必要ですし、今後働き方改革ということで国からもそういう指針は出ております。また、そうした意味で一つは、やっぱり市民に理解していただき、行動できる行政であるべきだと私は思います。その中で市長が考えられている5つの公約も含め、今後に向けた取り組みが加速していくのではないかと私は思っております。

次に、市長は、就任後から市内で行われるいろいろな行事に参加されております。市民の皆様からも大変よく聞きます。また、市長が来てくれるだけで、市民の皆様からも身近に感じられ、元気を与えられているようにさえ感じております。そのことを踏まえ、地域振興、さらなる地域の文化や伝統の発展につなげるのには、どのようにしていくことが肝心だったのか、行政がどのようにかかわってきたのか、市長にお聞きしたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** いろいろ地域行事などもご案内をいただいておりますので、ダブっておる場合は、なかなか他の公務との重複の場合には行けないわけですが、できるだけ出かけていこうということで今日まで動いてまいったところでございますが、その目的は、ご案内、招待をいただいたということだけじゃなくて、やっぱりそれぞれの地域や現場に出向いて、人々の顔を見て、情報を集めたり、生の声を聞かせてほしいという思いが強くございます。そして大変活発に熱っぽく語っていただく皆さん方からは、そういった地道ですぐれた地域での活動から私自身も元気をいただきたいと、そんな気持ちで出かけておるところでございます。これからの地域振興やさらなる地域の文化や伝統の発展につなげるために、何が肝心かということですが、なかなか一口で答えにくいわけですが、やや抽象的にはなりますが、まず一つ大事なものは、人が集まり、話し合い、地域の課題や問題解決の糸口をつかめる、そんな活動はやっぱり推進していく必要があるかというふうに思いますし、そこから現状に対しての不満や嘆きだけじゃなくて、小さなことからでも将来に希望が持てる活動、あるいは計画、事業、そういったものに進んでいける。住民側も行政側も一緒に考えていけるような取り組みを進めることが大切であろうと。さらに、地域の伝統や歴史、文化を知ることによって人々の気持ちの中に私たちの地域はやっぱりすごいなと。そんな誇りや希望、そして意欲につながるような取り組みを進める。そのことによって、自己肯定感が醸成される。そのことが、これからのまちづくりには一番大切であろうというふうに考えております。

さらに今申し上げましたような取り組みを進めるためにはやはり組織づくりや拠点の確保というのは、必要でございます。現在、それぞれの小学校の廃校跡を利用した新しい組織づくりも生まれておりますし、小学校の本館などを上手に使いながら活動の拠点とされているところもございます。これからは、それぞれの集落単位の枠を超えて、小学校区単位ぐらいを想定いたしました広がりがあります重要となってまいります。その中で一番南丹市が人口減少、少子高齢化の中で乗り越えていかなければならない、これからの課題を一つ一つ集めながら、先ほど申し上げました全てを一気に解決することは無理ですが、糸口をつかめるような小さな活動を新たに生み出していくことが大切であろうと思いますし、南丹市全域にその動き、芽生え、そういったことが着実に広がっているのではないかと、私もそれぞれの地域を回らせていただいて感じているところでございます。地域によっては、地域振興会、しっかり活動されているところもありますし、これから小さな拠点づくりなどで、そういった地域が丸ごと集まって、丸ごと住民みずから支えていこうというような取り組みもできておりますので、そういったものもさらに伸ばしていく必要があるかと思っております。取り組みが継続して、一つの課題に対しての共同作業、共同事業が他に及んで、よい循環を生むような、そんな地域づくりを進め

てまいりたいし、地域の皆さんの活躍も大いに期待をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

八木議員。

**○議員（14番 八木 信樹君）** ありがとうございます。まさに市長の言われるとおり、市民の、住民の、地域の心を全市に広げるぐらいの勢いでやっていかなければいけないのではないかと思います。たとえるなら地域がつながるように、いろいろなイベントが市民が行きやすく、イベントのカレンダー等があり、またそれが地域の活性化につながり、人々の笑顔がつながっていくのではないかと私は思います。また、市内のスタンプラリー等もつくって、市内の活性化、連携、さらなる発展につながると思っていますので、今後とも市長の、また行政の下支え込みで地域の発展へつなげていければ、今後の市の状況もよくなっていくと思います。

次に、近年では、風水害が数多く起きております。市民の安心・安全な暮らしを守るための見解を伺うということで、昨年起きました大変未曾有な大雨、台風があり、そのことを踏まえ、市民の安心・安全を守るということで防災についてしっかりと議論していかなければならないと思い、この質問を取り上げました。

まず一つ目の市民の皆様が一番不安に思われているのは、河川についてであると私は思います。このことは多くの同僚議員が質問しておりますので、この部分だけお聞きしたいと思います。今現在、八木町において整備が進められております。大堰川のしゅんせつと寅天井堰の改修の完成時期についてお聞きしたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 桂川、大堰川のしゅんせつが現在進められておりますし、また寅天井堰では、堰の改修などが行われております。詳しい内容、また完了時期等につきましては、それぞれ担当の部長のほうからお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

柴田土木建築部長。

**○土木建築部長（柴田 建司君）** 八木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは、大堰川下流のしゅんせつにつきましてご説明を申し上げます。

ただいまご質問いただきましたしゅんせつにつきましては、年々土砂の堆積がふえておりました、通水能力を低下させるという危険性もございます。また、地元区からもご要望をいただいたところがございます。本河川を管理いただいております京都府によりまして、この平成30年12月27日からこの3月25日を工期といたしまして、しゅんせつ量約7,000立米でございますが、現在これをしゅんせつし、主にその土砂に

つきましては、八木駅西の土地区画整理事業に活用いただく。そしてまた処分地への処分を行っていただいております、早ければここ1週間、そしてまた遅くとも今月末には完了するものというふうにお聞きをいたしております。このことが完成することによりまして、通水断面を確保し、河川の安全が図られるものと、このように考えております。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

國府部長。

**○農林商工部長（國府 栄彦君）** それでは、八木議員のご質問にお答えさせていただきます。

寅天井堰の関係でございますが、本寅天井堰につきましては、昭和38年、1963年に完成をしたものでございますけれども、今回老朽化をしたということで改善を行うということで京都府のほうでお世話になって現在取り進められているところでございます。

工事の概要でございますが、洪水吐等全部で10門のゲートがございます。これを全て今の鉄からステンレス製に取りかえをしていくという工事でございますけれども、平成30年度の事業につきましては、左岸側のゲート5門、これを今現在取りかえているところでございます。今の工事につきましては、5月末を工期というふうに聞いております。また、取水期を迎えますので少しあけまして、平成31年度につきましては、右岸側の残りの5門を取りかえるということで、ことしの10月の半ばから平成32年5月末までの工期ということで取りかかれるということになっております。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

八木議員。

**○議員（14番 八木 信樹君）** そうですね、しっかりとこういうふうに動かれていることがやっぱり市民の安心、安全へとつながっているのではないかと私は思います。できるだけこのことを早く進めていただき、また市民の暮らしやすい災害が起きにくい形をつくっていただけたらと思います。

次に質問いたしますのが、7月豪雨のとき、私と同僚議員とで避難所を回ってまいりました。学校跡地の避難所ということもあり、各フロアに住民が退避されており、そこで声をおかけした際に、このようなことが返ってきました。家から避難所が遠く、また足が悪く、車での避難ができないと。そのとき家で困っていたら民生委員の方が心配で見回りに家に来てくれたそうです。そのおかげで避難所まで安心して車で送ってもらえたという話をお聞きしました。このことは民生委員や消防団員の方々、職員、また地元の自治会、区長さん等が動かれて対応されていることと、災害時要配慮者支援台帳に登録されていることだということをお聞きしました。これは災害時の対策としてみずからの身



はみずからを守るという自助を基本に、地域や近隣の住民が助け合うという共助の考え、行政機関や公益企業等による支援活動による公助をあわせ、自助、共助、公助の関係と役割を明らかにしつつ、要援護者の総合的な支援対策を講ずるための指針を示した一つのが災害時要配慮者支援台帳と認識しております。この台帳の登録の仕方、対象者、今現在の登録数、支援の必要な人が漏れがないか、そのような体制になっているのか、お聞きしたいと思います。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 今ご質問の中で述べていただいたように、要援護者、要介護者などの避難については、一定の取り組みを十分検討し、進める必要がございます。詳細について、担当部長のほうからお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

榎本福祉事務所長。

**○福祉事務所長（榎本 尚君）** それでは、八木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この制度につきましては、災害時に自力で避難することに不安のある方が地域の中で避難支援を受けられやすくするため、必要な情報を事前に把握し、市と地域で平常時から共有することによりまして、地域で安心して暮らしていただけるよう支援するものでございまして、あらかじめ災害時要配慮者支援台帳に登録することによりまして、地域の方に支援が必要な状況を知っていただき、災害時には家族や地域の方の協力により避難していただくこととなります。この台帳に登録いただける方の要件といたしましては、在宅で生活されている方で療育手帳所持者で一定の等級をお持ちの方、要介護度が3以上の方、65歳以上のお一人でお住まいの高齢者や75歳以上の高齢者のみでお住まいの方、さらに人工透析を受けられている方、その他特に支援が必要と認められる方ということで、この認められる方については、幅広く適用していくというような内容となっております。

登録につきましては、ご本人からの申請に基づき、個人情報に関係機関にも開示することの同意をいただいた方を台帳に登録しておるところでございまして、基本的には市のほうから対象となる方に申請を促し、申請をしていただくという形をとっております。

現在の登録者数につきましては、平成31年1月1日現在で1,944人がご登録をいただいております。それから災害時要配慮者支援台帳は、災害時にはこの台帳に登録されている方の安否確認や避難誘導など各自治会や消防団、民生児童委員の方々など連携していただきまして、支援を行っていただいております。また、平常時におきましても民生児童委員さんを中心に地域の見守り活動などにも活用をいただいております。こうした台帳の活用なども含めまして、常日ごろから地域

の皆様が関係づくりを行っていただくことによりまして、災害時の要配慮者に対するスムーズな支援がしていただけるものと考えております。台帳全ての対象者につきましては、現在5,190人というような対象者はございますが、その中の1,944人ということで、これは同意方式、手を挙げていただくということでの登録の方法になっておりますが、市としては対象者として5,000人余りを把握はしておりますので、順次必要な方については、勸奨し、民生委員さんにもお願いをしながら勸奨に努めておるといような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

八木議員。

**○議員（14番 八木 信樹君）** この制度は、大変重要な制度であると私は認識しております。これは人が人を助け合う包括的な仕組みとなっておりますので、今後またこういったことを市民の皆様にもっと広めていただき、また促していくことも一つの人々の市民の安全を守っていくことにつながっていくのではないかと思います。

では、時間がありませんので、次の質問に入らせていただきます。

4月より新体制となる組織図が示されていております。その中で市民の生活を守ることを第一とし、新体制で新組織図で災害に対してどのように対応していくのか、シミュレーションや訓練を含めて具体的な計画ができているのか、また非常時に情報伝達が届かない等の不備がないか等も含め、どういうお考えでされているのか、お聞きしたいと思っております。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** この4月から新しい市役所の体制で組織をつくっていく予定でございます。その組織の体制については、私が就任する前から約1年半ほどかけて、その内容を十分練られてきたところでございますが、いよいよ実際にこれが運用されるとなりますと、具体的なこれは防災面だけじゃなくて、全部の部署の仕事の内容、また運用するマニュアル等を…。

**○議長（今面 不倅君）** ここで申し上げます。通告に基づきまして、質問されるよう申し述べます。

**○市長（西村 良平君）** 一旦答弁を終わらせていただきます。

**○議長（今面 不倅君）** 八木議員。

**○議員（14番 八木 信樹君）** 失礼いたしました。通告外ということで指摘がありましたですし、私自身もちょっと幅広くこういう防災についてちょっと外れておりましたことをここで失礼いたしましたことをおわび申し上げます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

**○議長（今面 不倅君）** 以上で、八木信樹議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。

午後1時30分から再開したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

### 午後0時26分休憩

.....

### 午後1時30分再開

**○議長（今面 不悖君）** それでは休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議席番号4番、野村健議員の発言を許します。

野村健議員。

**○議員（4番 野村 健君）** 議席番号4番、日本共産党南丹市議会議員団の野村健でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、質問を行います。なお、本定例会、最後の質問になりました。既に質問された項目もございますのでできるだけ重複のないように質問してまいりたいと思います。答弁は要点を簡潔にお願いを申し上げます。

まず第1に、防災対策について質問をいたします。

昨年7月の豪雨の際に関しては、ダム放水や避難指示など昨年9月議会で質問をいたしました。また、昨日も同僚議員から質問がありましたので、川辺振興会の講演会等に関しても省略をいたします。

質問の1点目は、豪雨が予想される際に、事前の放流で水位を下げることで、あわせて市民にわかりやすい的確な情報提供が重要であります。放流の通報が行われてから、桂川でいいますと、園部町、八木町、それぞれの地域に到達する時間がどれぐらいあるのか、何時ごろに到達するのか、放流量にもよりますけれども、避難の時間も必要であります。市民の共通の認識にする必要があると思いますがこの点いかがでしょうか。

また、現在、南丹テレビで4カ所の監視カメラによるリアルタイムの映像が放映をされております。桂川では、八木町の大堰橋だけあります。監視カメラを増設し、例えば川辺地域の越方大橋の水位が家庭でわかるようにする必要があると思いますが、まずこの点、市長のご所見を伺いたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 野村議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。つつい話が長くなりますので、できるだけ端的に申し上げたいというふうに思います。

質問の1点目でございますが、事前放流、そして事前に水位を下げるというお話がございましたので、これについては放流量をできるだけ均一化、均等化すると。目いっぱいいためて一気に放流することがないようなダムの運用について日吉ダム事務所並びに京都府、国交省に強くお願いをしているところでございます。これについては、検討を現在いただいている状況と聞いております。

2点目の通報からの到達時間でございます。これについても、現在、国交省、また日

吉ダムのほうで検討をいただいておりますが、一つは放流の量ごとに少し状況が違うようでございます。毎秒150トンの通常放流の場合ですと、船岡の観測所、これは旧日吉と旧園部の境界付近のところでは、おおむね15分前後に到達と。それから越方橋付近までは、おおむね40分前後になると。ただ、これにつきましては、放流量がふえた際、もっとも大きくなった場合には変わってまいりますのと、それから田原川からの流入量も結構ございますので、その流量などで変化があるということで正確な確定予測というのは難しいようでございますが、その点についても現在十分検討いただいておりますが、また水位の上昇予想なども日吉ダムからのデータを求めてきておりますし、今後その情報も詳しく入ってくるというふうに伺っております。

3番目のテレビ、監視カメラの設置でございますが、現在、防災カメラ、京都府の管理によりまして、3台、美山の静原など設置をいただいておりますが、本年、監視カメラ、平成31年度において追加の2台の予算を計上をさせていただいたところでございます。来年度に増設を計画するカメラの画像についても従来のとあわせまして、CATVにより効果的に情報提供できるように検討してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、災害時は的確な情報の伝達が大切でございますし、日吉ダムからの情報については、テレビやあるいは防災無線などでお伝えをしていくという、その基本的な方針のもとに取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（4番 野村 健君）** 2点目は、昨年の7月豪雨で桂川から排水路により逆流した箇所もございましたが、堤防が溢水した場所は、川辺大橋より下流の園部町大戸と佐切、あわせて八木町船枝でありました。大戸は農地と市道が冠水し、大見谷峠は倒木で通行どめとなり孤立する事態ともなりました。また、佐切は、新庄井堰水路までの農地が濁流となり、また船枝も新庄橋上流部で農地が浸水したという事態でありました。川辺大橋から平成橋までの間、あるいは船枝の堤防のかさ上げが必要であると思っております。京都府に要望する必要があると思っておりますけれども、市長の見解を伺います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 淀川水系桂川上流圏域については、本流では、平成10年に日吉ダムが完成して、平成21年度に当面計画の河川改修が一旦完成をしております。日吉ダムの洪水調節と合わせておおむね10年に1回程度の大きな降雨によります洪水を安全に流下させることができるようになったところでございますが、昨今の災害については、それを上回るような内容でございます。河川の現況、流下能力、近年の出水による被害の発生状況、そして想定氾濫区域内の人口と資産、河川の特長、既存の事業の

継続性を考慮して、桂川水系河川整備計画と整合を図り、昭和28年の台風13号、これはおおむね30年に1回程度の降雨により予想される洪水でございますが、このおおむね30年に1回程度の洪水に向けての対応を目指した現在整備が計画されており、上下流のバランスを考慮しながら、まずは不連続な堤防、霞堤のかさ上げ等を優先して現在実施されているところでございます。それ以外の区域については、現在のところ抜本的な河川改修については、今後の課題とされているところでございます。洪水を安全に流下させるため、疎通能力に支障となる河道内の随分木も繁茂しておりますし、立木の伐採や堆積土砂の除去について、河川管理者である京都府にも要望し、なおかつ堤防の整備につきましてもお願いをしまいたいというふうに考えております。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（4番 野村 健君）** これまで園部川の改修と横田の内水処理をたびたび質問もしてまいりましたが、今回質問いたしました桂川の堤防の低い箇所、早く実現ができるように努力を求めておきたいと思っております。

3点目は、水位の上昇に農業用の固定堰が原因となっている場合があります。ただ、昨年7月の豪雨のように、水位が相当上がった段階、状況では、余り固定堰は底のほうになりますので、余り影響がないのかもわかりませんが、固定堰を改修をする必要もあるのではないかと。そういう意味でいいますと、熊原井堰ですね、これが何とかならないかというのが地元の要望でもありますが、一方で、転倒堰に改修するには、かなりの事業費、受益者負担が伴います。こういう点で他も含めてですが、越流箇所にある熊原井堰に関して、市長の見解を伺っておきたいと思っております。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 熊原井堰につきましては、議員にも、これは別の観点でございます。水田への安定した農業用水の確保のためにも、熊原井堰の老朽化が非常に心配であるというようなことで、少しお話を申し上げたことがございます。現在、熊原井堰では、熊原井堰の対策委員会が熊原区と、それから下流にあります美里区、その二つの地域で立ち上げられております。熊原井堰については、農業用水の観点からいいますと、それ以前に関西電力によりますポンプアップによりまして、パイプで熊原のほうに水を通し、そこから下流へと水を流しておったという経過がございますが、今日ポンプアップはもう行われておりません。しかしながら、安定した水を確保していくため、農業用水を確保していくためには、非常に現在の井堰の能力では課題があると、また老朽化よっての崩壊の危険性もあるということで、既に京都府にもお願いをして、一つは水利権の問題の整理がございます。慣行水利権によりまして、取水をしておったわけですが、それが一旦切れておるということで、水利権の確立、そして先ほど申されました洪水の問題も加味しながら、合理的な一番効果的な井堰の設置場所なり、形態なり、そういう

ものも検討が必要になろうかと思えますし、大きな災害のときには、堰上げの板、それが外せないという、そういう状況もございますので、これは稼働堰に向けての取り組みを視野に入れた検討がなされているところでございますし、現在、調査の委託事業を取り組んでいくということで、既に取り組みがスタートをしておりますので、議員におかれましても、実態もよくご存じいただいておりますし、また適切なアドバイスをしながら農業用水の確保とあわせて水害にもできるだけ影響が少ない設置について取り進めをしてまいりたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（４番 野村 健君）** ３月１０日に対策委員会も開催をされるようでありますし、熊原の関係は、過去の経過から関電の補償がどれだけ対応されるのか、いただけるのかということも一つあるので、そのあたりも頭の中に置いておいていただきたいということと、もう１点は、ちょうど発電所の前あたりに中洲がありますね。先ほどしゅんせつの話もありましたけれども、これも一つ課題として、撤去の課題として提起をしておきたいと思えます。

それでは、第２の質問に移ります。

第２は、人権に関しての質問であります。最近、さまざまな殺人事件が相次いでおりまして、命や人権をどう考えているのか、大変嘆かわしい事態であります。一方、無罪の罪、冤罪を着せられて再審を求める運動も全国的にたえない多くの事件がございます。本市の社会福祉法人「長生園」で不明金事件が発生し、本年でちょうど２０年を迎えます。

この事件は、平成１１年に、ショートステイの利用料金が６年間にわたって５８８件分、約３，０００万円の不明金が発覚し、事務員の西岡廣子さんが逮捕・起訴されました。刑事事件は平成１７年５月に、また、民事事件は平成１９年１２月に有罪判決が確定したものであります。私は、西岡廣子さんが無罪であり、冤罪だと確信をしております。

それは、事件が発覚した際、西岡廣子さんは、京都府や警察署に真相解明の要望を積極的に要請にされていたこと、また、取り調べの中で、子供さんの就職や結婚をも妨害するような厳しい取り調べの中でも一貫して自白せず、無罪を主張されてきたことでもあります。

さらに不明金５８８件、２，９７６万２，３７３円のうち、有罪とされたのはわずか８件分、７９万８３０円だけであります。これも市民の皆さんの中には政治力が大きく働き、強引に罪を押しつけたのではないかとも言われております。

この間の裁判と有罪判決で西岡さんは、判決確定後、有罪となった額、これに利息を加えて１１１万３，６７０円を支払われておられます。今日までの２０年間、本人はも

もちろん、家族の皆さんの予想もしない苦難を思うとき、大変心の痛む思いであります。世間では、20年を経過して既に終わったこととの認識もあるかと思いますが、人権問題として非常に重要だというように思います。そういう点で質問をいたします。

1点目に、市長が長生園の職員となられたのは、有罪判決から4年後の平成23年です。したがって、直接のかかわりはありませんので、先ほども申し上げましたように、人権の観点から、市長の認識、感想を伺いたいと思います。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** おっしゃっていただいておりますように、私は、平成23年の4月から長生園に職員として、また役員として赴任をさせていただいたところでございますが、その間、そうした事件についての詳細は何も聞かされておられません。本件に関しましては、刑事裁判、民事裁判とも、最高裁判所において結審をしており、事実の認定が確定した事件であるというふうに認識をしておりますので、それ以上のことを申し上げることはできないわけでございます。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（4番 野村 健君）** 2点目は、不明金の大部分、96.2%に当たる2,897万1,543円は、京都府の指導で、その後、特別損失として会計処理をされたと伺っております。思い出しておりましたけども、当時、和知町の長老園でも不明金事件が発覚をしました。しかし、この長老園の場合は、理事が連帯責任として返還をされております。余りにも違い過ぎるのでないかというふうに思います。

南丹市は、社会福祉法人長生園に毎年度、年度によって額は違いますが、補助金も出している関係であります。市長の認識、感想を伺いたいと思います。

関連をしまして、平成23年4月に、当時、長生園の理事長を、園部町長でもありましたけども、野中一二三氏が、こういう「八十歳を経て百歳に向かって、一日一日を大切に元気に生きる」という冊子を発行されました。この中身を読んでおられますと、どうなのかなという思いをするわけです。

若干、紹介をいたしますけども、「私の人生で一番悲しく情けなく感じるものが一つ、長生園での不正事件、一人の女性が3,000万円余りを不正に悪用したこと、それも私の地元の女性職員であった。一定の判決があり、罪は対応されたが、金銭は返りません。」、この後少し飛ばして、「このところだけは、私の人生の一番の汚点だと思えます。罪を犯した人は、もう何もなかったかのように思っておられるだろうが、世の中は回りもの、必ず子供か孫か誰かに何らかのばちが当たるであろうと信じております。」、こういうことが記載をされております。

これは、まさに3,000万円全額を西岡廣子さんが横領したかのような決めつけで

書かれている。よく考えれば、冤罪であれば、真犯人はそれこそそのうのと生きておられるということじゃないでしょうか。憲法では、基本的人権が保障されております。そういう観点でいきますと、怒りを感じる中身であります。

この点についても、市長、コメントがあれば伺いたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 今質問の中でもおっしゃっていただいておりますが、当時の処理については、私も聞いておる範囲では、京都府のほうにご相談をされて、そして、その指導を受けて、その後の会計処理について、法人の理事会で承認されたというふうに聞いておるところでございます。しかし、この問題については、法人の内部の問題でありますので、特に私からは申し上げることはございません。

また、補助金でございますが、現在、長生園への毎年の補助金、年度末に補助金のこととございましたが、それが現在ございませんので、確認をいただきたいというふうに思います。いわゆる、介護報酬などの振り込みなどはさせていただいておりますが、それは基金のほうからでございますし、そのあたりは少し私のほうに誤認がないので、よろしく願いをいたしたいと思います。

また、個人が執筆されました本の内容については、執筆された方と、直接また対応をいただけたらと思いますので、私のほうからは、ちょっとコメントをできませんので、よろしく願いをいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（4番 野村 健君）** 本来、捜査は広く客観的に物証を集めて、犯人をしぼっていくものでありますけれども、この事件は、話を聞いておりますと、最初から西岡廣子さんを犯人と特定をして自白を迫ったと聞いております。裁判は全てが正しいものではありません。冒頭にも言いましたように、今なお全国で冤罪の事件が再審を求めた運動をされておるこの現実があります。また、再審で無罪になった事例もございます。新たな証拠が見つからず、多くの冤罪の再審が阻まれているのが現状であります。

長生園不明金事件も、今日まで真相解明を求める会が組織をされ、再審を目指して運動を続けられております。きょうも傍聴においでいただいておりますけれども、警察の捜査の関係で、マニュアルを見ておりますと、粘りと執念を持って、絶対に落とすという気迫が必要、あるいは、調べ監の絶対に落とすという自信と執念に満ちた気迫が必要である。調べ室に入ったら自供させるまで出るな。あるいは、被害者の言うことが正しいのではないかという疑問を持ったり、調べが行き詰まると逃げたくなるが、そのときに調べ室から出たら負けになる。被害者は朝から晩まで調べ室に出して調べよ。こういうことが内容としてあるわけです。

この辺を念頭に置いたときに、相当厳しい自白を迫る取り調べが行われたということ



は、改めて感じるわけであります。人権を守るその立場で、今後も会の皆さんは運動されるだろうし、市民の皆さんにぜひ情報提供のご協力を心からお願いを申し上げまして、この質問を終わります。

2点目に、保育所と園部保育所の改修について質問をいたします。

これまでの答弁では、園部保育所と城南保育所を残しながら、新しい保育施設を整備する方針と理解をしております。これまで民間活力を利用する方針ということで、事業者の応募など取り組まれてきているというふうに思いますけども、この辺の現状について伺います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 現在の保育所も、園部エリアの中では残しながら、しかしながら、ゆとりのある全ての希望者の受け入れができる、そんな体制をつくるために、民間のお力を借りながら、保育の確保をしていきたいと、そんな願いで民間への働きかけを行ってきたところでございますが、新たな保育施設の整備、年明けでございまして。本年年明け早々に、京都府民間保育園協会理事会総会、その場に寄せていただきまして、お時間をいただき、南丹市の募集に対する思いや考え方の一端を協会のほうにお願いさせていただきました。

それ以前にも、府庁にも相談に行って、その取り組み方法についてご教授も願ってきたところでございます。また、ことしの2月に、社会福祉法人が経営されております京都府内の民間保育所ほとんど全てでございまして338園に、南丹市からのお願い、南丹市への進出を検討いただきたい旨、書簡を送付させていただきました。その結果、現在、複数の法人等から話を聞きたいと、そんな旨の連絡をいただいたところでございます。

こうした状況から、これから興味を示していただける法人等を集めましての説明会の開催も現在検討をしておるところでございまして、募集要項が確定でき次第、公募もしてまいりたいというふうに考えておりますので、現在の状況として、ご報告を申し上げます。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（4番 野村 健君）** 2点目に、新たな施設、園部町で言えば3園目になるということでもありますけども、完成後の区分、区域ですね、担当区域、その辺はどうなるのか、そういう関連で、設置場所がどのあたりを予定をされとるのか、その点についても質問します。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 分担、区分のご質問をまずいただいたわけでございます。申請いただける法人とも十分調整し、また、保育所ではございませんが、民間の幼稚園もございますし、そういった幼稚園と共存していけるような、そういう立場も持っております。

さらに、現在の木崎と城南にございます公立の保育所とのすみ分けもしていく必要がございます。現在のところ、比較的低年齢層を公立で受けながら、民間の保育所のほうと役割分担をしていけたらというようなことなども想定しておりますが、進出法人との話し合いを十分詰めていきたいなというふうに思っております。

それから、場所でございますが、現在想定しておりますのは、小山の東エリアで、公有地をそれに充てていきたいと。ただ、これについては、地元の住民の皆さん方の十分な理解を得ていく必要がございます。今日、保育所については歓迎する、そういういった向きもございまして、子供たちの声が少し気になるということで、反対とまではいきませんが、一定の対応を考えてほしいと、防音なり。そういう声もございまして、そういったことも十分踏まえながら、ご理解をいただきながら、場所決定もしていきたいというふうに考えておりますし、既に募集の法人に対しましては、おおむねの場所として、園部駅周辺の公有地ということは、お示しをさせていただいております。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（4番 野村 健君）** ただ、現在も今市長から民間の施設、あるいは幼稚園との関連も言われましたけども、従来から、保育所は保育所でのシェアといいますか、区域割りですね。これを基本的に設置をし、民間は全体で募集をされている、幼稚園は幼稚園でまた若干要件が違いますね。だから、全てで分けるということにはならないというふうに思います。認定こども園ということになれば別ですけどもね。そういう点でどうなのかということも含めて質問をしたわけでありまして。

あわせて、待機児童、あるいは現在のように八木や日吉まで行ってもらわなければならない状況をなくすということで対応するわけでありまして、一番やっぱり問題になってくるのは、保育士の確保の問題ですね。民間に任せたから、それで確保ができるかということ、従来の城南、あるいは園部市内で言えば、もっとほかの各町にもありますけども、保育士の確保というのが重要な課題で、これも全国的にもう重要な課題になっております。そういう点で、これまでの議会では、前倒しで保育士を募集して、確保をしていきたいということで答弁されておまして、取り組まれているというふうに思うんですけども、保育士の確保の現状についてはどうでしょうか。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** ご指摘のように、保育士の不足というのは全国的な課題でもございますし、現在、市立で南丹市として、公設で運営しております保育園についても、保育士の確保が非常に困難な状況でございますが、必要な最低限はクリアしておりますが、ゆとりのある保育をしていくのには、もう少し人材が欲しいと、そんな状況がございます。

そんな中で、新たな進出法人につきましても、既に手を挙げていただいたところにはご挨拶に行っておりますが、保育士の確保については、一番心配をされているところでもございます。駅に近いところに設定をしていくのがいいのではないかとということで申し上げましたが、やはり、通勤に便利で人材を確保しやすいところ、そういったことも、場合によっては考えていかなければならないということで、場所のほうも決めてまいりました。

また、潜在的な保育士人材の掘り起こし、そういうものも、これからさらに強めていかなければならないというふうに考えておりますし、さらに、公設の現在の保育所の規模を縮小したときに、人材をうまく民間のほうにもご活用いただけるような方策も、これは考えていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

なお、前倒しの確保の課題については、一定の法人の目途が立ちましたら、その法人とも調整しながら、これは協力して取り組んでいかないと恐らく難しいと思いますので、市としての取り組みも一緒になって進めていく予定をしておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（4番 野村 健君）** 保育所の関係で、ちょっと念のために確認をしておきたいんですが、民間活力を活用していくということではありますが、これまでの答弁でいきますと、基準ですね。あるいは保育料、これは南丹市が統一のものとして設定をされていくというふうに理解しとんですけど、それでよかったですでしょうか。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

榎本福祉事務所長。

**○福祉事務所長（榎本 尚君）** 前回の議会の答弁でもさせていただきましたように、保育料等につきましては、南丹市の基準において対応していくこととなりますので、民間であっても、保育料につきましては、南丹市の基準で負担をしていただくという形になるところでございます。

保育料の無償化という問題もございますので、そういったものも踏まえての対応ということになるかとは思いますが、そういう形になっております。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（４番 野村 健君）** 保育士の確保の関係では、以前にも質問で指摘をしましたが、保育士の待遇改善ですね。これがやっぱり大きいと思うんですが、同じ待遇であれば、京都市か南丹市かといえば、京都市のほうになるという、そういうことではないかというように思いますので、その点も検討を求めておきたいと思います。

それでは、農業振興の質問に移ります。

時間がわずかしかございません。要約をして伺いたいと思いますが、まず1点目は、これまでもたびたび質問してまいりました。市の支援の関係も、認定農業者、あるいは農業法人、そういうところに限られているというのは現状だと思います。そういうことから、やはり大規模農家だけで南丹市内の農地農業は維持できないということをこれまで申し上げてきましたけども、市長の認識をちょっと改めて聞いておきたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 現在、園部のAコープや光悦村、また、いろんなどころでは最近野菜の直販所なども設置されておりますが、そういうところに出荷をいただいております農家というのは、決して大規模な農家ばかりではございません。少しの畑で、こつこつとつくられた野菜などを持ち込んでの販売をされているところもたくさん見受けられるところでございますし、市の農政として、大規模な農家だけをさまざまに優遇してということよりも、広く農家全体の利益のことも考えていかなければならないと思いますが、残念ながら、国の施策とか京都府の施策などは、かなり条件づけがございます。それと連動したような施策については、おっしゃっておりますように、なかなか細々とした零細農家には恩恵がいかなという部分も認めるところでございます。

今後は、農政全体に、つくるところから売るところまで幅広く地域の農業が振興できるような取り組みについては、特に農政相談窓口もございますので、きめ細かく相談に乗りながら、今ある制度も十分お伝えもしながら、支援をしていきたいというふうに考えております。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（４番 野村 健君）** 時間がわずかになりました。

2点目、南丹ブランドの具体化についても質問をしようと思っておりましたが、例えば、丹波栗、しいたけ、そば等々、これも同僚議員からも質問でありました。あわせて、丹波産キヌヒカリが3年連続で特Aに認定をされました。こういう点で、これまでも申し上げてきましたけども、さらに売り出しですね、これを強めていくことが大事かというふうに思いますけども、その点、あわせて伺っておきたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 南丹ブランドの課題については、以前にもご質問もいただい

たりしておりますが、そういったブランド力をつけることによりまして、販売を促進できる可能性というのは、直接結びついた極めて大きな課題であろうというふうに思います。

南丹ブランドというのが、南丹市自身の認知度もまだまだ低い中で、なかなか確立が難しい、そんな話も聞く中で、私は、南丹ブランド、南丹市も併記をいたしますが、京都丹波というブランドも、これは京都丹波というのがかなり定着したブランド力も持っておりますし、また、京野菜、京都の野菜ということで、水菜や九条ネギなどを始め、随分全国に知れ渡っておりますし、今日、海外に京野菜を出していこう、あるいはこの地方で生産された、飼育された京都牛というものも出していこうというような動きもございますし、そういった意味では、既に先行しておるブランドと併記をしたり、産地をしっかりと書きながら、ブランド力をつけていけたらというふうに思いますし、今特Aの話がございました。3年連続というのはなかなか難しいと、魚沼でも一旦は特AからAに落ちたというような話も聞いておりますし、そんな中で、例えば農業公社では、温心米とか、あるいは個人でもやまびこ米とか、ちょうど川辺のほうでやまびこ米ございませぬ。そんなことで、それぞれが売り込みの努力をされておりますし、そのあたりについては、市のほうも物産店とか、そんな取り組みの中でも、丹波産のお米、特Aの南丹のお米というのをPRしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（4番 野村 健君）** 京都の米と言えば、丹後産コシヒカリというのは通常ですんで、その点、一層の努力を求めておきたいと思います。

なお、獣害対策についても通告はしておりましたけども、時間もございませんので、常任委員会の審議の際に申し上げたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりまして、以上で、野村健議員の一般質問を終わります。

以上で、通告のあった一般質問を終了いたします。

---

## 日程第2 議案第16号から議案第24号まで

**○議長（今面 不悖君）** 次に、日程第2、議案第16号から議案第24号までを一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** それでは、ただいま議題となっております議案第24号につきまして、提案理由の説明を申し上げたいというふうに思います。

まず、議案第16号でございます。平成30年度南丹市一般会計補正予算（第8号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4億321万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を239億4,713万8,000円にしようとするものです。

今回の補正につきましては、国、府などの補助金の交付決定、事業費の確定や精査によるものを中心に計上しております。

主な内容につきまして、予算に関する説明書に沿って、歳出からご説明を申し上げます。

議会費では、議員活動費の減額などで476万円を減額しております。

総務費では、総務管理費で一般管理費の職員退職手当組合特別負担金などによる一般職員給与費、組織改正に伴う工事による本庁舎管理費、土地開発基金からの買い戻しによる市有財産処分等促進事業、災害関連による美山町自然文化村推進事業、国の制度の制度運用の変更に伴う過疎地域自立促進特別事業基金積立金などの増額をしておりますが、事業費の確定見込み、精査などにより、定住促進事業や地域おこし協力隊活動推進事業など多くの費目、事業で減額をしており、総務費全体で5,993万4,000円を減額しております。

民生費では、社会福祉費で、見込みにより、障害者福祉費の自立支援給付事業などで増額しておりますが、事業費の確定見込み、精査などにより、発達支援センター管理運営費、老人医療費支出事業、老人保健措置費など多くの費目、事業で減額をしており、民生費全体で8,543万2,000円を減額しております。

衛生費では、保健衛生費で先天性風疹症候群予防のため、男性にも検査と予防接種の支援を拡充する経費として、予防費の予防接種事業の一部を増額しておりますが、未熟児養育医療給付事業や各種検診事業など多くの費目、事業で減額をしており、衛生費全体で2,190万1,000円を減額しております。

農林水産業費では、国の制度を活用した集落営農法人経営力強化への支援で、地元土地調整に伴う新集落営農総合対策事業などで増額しておりますが、事業費の確定見込み、精査などにより、京の水田農業総合対策事業や多面的機能支払事業など多くの費目、事業で減額をしており、農林水産業費全体で9,533万7,000円を減額しております。

商工費では、商工振興費の企業支援事業などで486万5,000円を減額しております。

土木費では、道路橋梁費で、今後の除雪見込みも含め、道路除雪事業で増額しておりますが、土木管理費の八木駅等の整備年度の変更に伴う山陰本線駅舎等整備事業の減額など事業費の確定見込み、精査などにより、土木費全体で2億2,331万5,000円を減額しております。

消防費では、京都府急傾斜地対策事業の増に伴う急傾斜地対策事業で増額しておりま

すが、災害対策事業の減額など、事業費の確定見込み、精査などにより、消防費全体で1,206万8,000円を減額しております。

教育費では、国の補正予算を活用して、八木公民館の移転充実を図る地方創生拠点整備事業の新規計上を含めた社会教育費で、3億4,354万1,000円を増額し、教育総務費、小学校費、中学校費、幼稚園費、保健体育費では、事業費の確定見込み、精査などにより、組みかえや減額などを行い、教育費全体で3億1,165万2,000円を増額しております。

災害復旧費では、事業費の確定、精査などにより、2億725万9,000円を減額しております。

公債費では、財源の変更をしております。

次に、これら歳出を賄います歳入につきまして、主な財源の説明を申し上げます。

市税では、市民税で個人、法人合わせて8,274万4,000円、固定資産税で1,161万円の増額など、合わせて、市税全体で9,742万2,000円を増額しております。

地方交付税では、国の補正予算に伴う普通交付税の調整額の復活に伴い1,196万6,000円を増額しております。

分担金及び負担金では、分担金で急傾斜地対策事業分担金の増額などで137万8,000円の増額、負担金で老人ホーム入所者負担金などで85万3,000円の減額を合わせて52万5,000円を増額しております。

使用料及び手数料では、使用料で収入見込みにより増減し、合わせて165万2,000円を減額しております。

国庫支出金では、国の内示や決定対象事業費の確定見込みにより、国庫負担金で5,749万5,000円を減額し、国庫補助金で、新規の地方創生拠点整備交付金もあり、1億6,593万2,000円を増額し、国庫委託金を含めた国庫支出金全体で1億791万2,000円を増額しております。

府支出金でも、京都府の内示や決定対象事業費の確定見込みなどにより、府負担金で251万4,000円、府補助金で1億2,651万8,000円、府委託金で824万2,000円をそれぞれ減額し、合わせて1億3,727万4,000円を減額しております。

財産収入では、財産運用収入、財産売払収入、それぞれ増額し、合わせて3,073万3,000円を増額しております。

寄附金では、ご寄附いただき、16万円を増額しております。

繰入金では、基金繰入金で財政調整基金繰入金、減債基金繰入金、活性化推進基金繰入金などで、合わせて5億3,854万9,000円を減額しております。

諸収入では、収入見込みなどにより、延滞金、加算金及び過料と市貯金利子で増額し、貸付金元利収入と雑入で減額し、合わせて556万2,000円を減額しております。

市債では、新規の地方創生拠点整備事業債1億8,100万円を増額しておりますが、事業費の確定、精査などにより、道路橋梁整備事業債4,310万円、街路整備事業債3,180万円、交通施設整備事業債2,570万円、小学校債の学校教育施設等整備事業債330万円、中学校債の学校教育施設等整備事業債70万円、スクールバス購入事業債830万円、社会教育施設整備事業債130万円、農林水産業施設災害復旧債の災害復旧事業債250万円、公共土木施設災害復旧債の災害復旧事業債2,820万円、過疎地域自立促進特別事業債500万円をそれぞれ減額しており、合わせて3,110万円を増額しております。

第2表、繰越明許費につきましては、国の補正予算に係る事業や災害復旧のほか、やむを得ず繰り越す予定になったものに繰越明許費の設定をしようとするものです。

第3表、地方債補正につきましては、先ほどの市債で説明しました変更等に伴うものでございます。

次に、議案第17号、平成30年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1億310万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億9,710万1,000円にしようとするものです。

主な内容といたしましては、歳出では、総務費で事業費の確定見込み、精査などにより、合わせて251万2,000円を減額し、保険給付費で医療費の見込みなどにより、一般被保険者療養給付費などの療養諸費で9,500万円、高額療養費で1,700万円の増額など、保険給付費全体で1億1,335万円を増額しております。

国民健康保険費納付金では、財源組替を行い、保険事業費で事業費の確定見込み、精査などにより、合わせて773万円を減額しております。

歳入では、国民健康保険税で賦課徴収見込みにより609万円を増額し、府支出金で京都府の内示や決定などにより、普通交付金の大幅な増など、合わせて1億1,342万2,000円を増額しております。

繰入金では、保険基盤安定繰入金の額の確定などによる一般会計繰入金と基金繰入金、合わせて2,082万7,000円を減額し、諸収入で延滞金、加算金及び過料の増額、一般被保険者第三者納付金など、雑入の減額を合わせて442万3,000円を増額しております。

次に、議案第18号、平成30年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,264万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億647万9,000円にしようとするものです。

主な内容といたしましては、歳出では、総務費で事業費の確定見込み、精査などにより、総務管理費の増額、介護認定審査会費の減額など、合わせて297万2,000円を減額しております。



保険給付費で介護サービスの見込みなどにより、介護サービス等諸費の増額、介護予防サービス等諸費、特定入所者介護サービス費、高額医療合算介護サービス等費の減額など、合わせて5,000万円を増額しております。

地域支援事業費では、事業費の確定見込み、精査などにより、介護予防生活支援サービス事業費の増額、一般介護予防事業費、包括的支援事業、任意事業費、包括的支援事業費、社会保障充実分の減額を合わせて418万2,000円の減額しております。

諸支出金では、償還金及び還付加算金で20万円を減額しております。

歳入では、内示や決定などにより、国庫支出金で1,195万2,000円、支払基金交付金で1,350万円、府支出金で795万1,000円を増額しております。繰入金で一般会計繰入金の減額、介護保険給付費準備基金繰入金の増額を合わせて905万4,000円を増額し、諸収入で収入見込みにより18万9,000円を増額しております。

次に、議案第19号、平成30年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ165万円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,610万4,000円にしようとするものです。

主な内容といたしましては、歳出では、事業費で運行事業費の見込みにより165万円を減額しております。

歳入では、事業収入で140万円を減額し、繰入金で一般会計繰入金を25万円減額しております。

次に、議案第20号、平成30年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,549万円を減額し、歳入歳出予算の総額を26億3,012万9,000円にしようとするものです。

主な内容といたしましては、歳出では、事業費の確定見込み、精査などにより、総務費の総務管理費で2,696万9,000円、事業費の下水道事業費で150万円を減額しております。

公債費では、長期資金借入金償還金の利子分で702万1,000円を減額しております。

歳入では、分担金及び負担金で下水道事業の受益者分担金と負担金を合わせて592万2,000円、使用料及び手数料で2,077万9,000円を増額しております。

繰入金の基金繰入金で1,635万5,000円を減額し、諸収入で延滞金、加算金及び過料と雑入を合わせて146万4,000円を増額しております。

市債では、事業費の確定見込み、精査などにより、下水道債4,730万円を減額しております。

第2表、地方債補正につきましては、事業費の精査により起債の限度額を変更いたしております。

次に、議案第21号、平成30年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第2号）

につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22万9,000円にしようとするものです。

内容といたしましては、歳出では、総務費で土地開発基金積立金1万7,000円を増額し、歳入では、財産収入で土地開発基金積立金利子収入1万7,000円を増額しております。

次に、議案第22号、平成30年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ301万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億8,630万5,000円にしようとするものです。

主な内容といたしましては、歳出では、総務費、総務管理費で事業費の確定などにより42万2,000円を減額し、後期高齢者医療広域連合納付金で保険基盤安定負担金の確定により259万4,000円を減額しております。

歳入では、繰入金、一般会計繰入金で301万6,000円を減額しております。

次に、議案第23号、平成30年度南丹市上水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、収益的収入では、長期前受金戻入の減額などで713万1,000円を減額し、収益的収入予算額を10億9,724万6,000円にし、収益的支出では、原水及び浄水費、減価償却費の減額などで3,594万5,000円を減額し、収益的支出予算額を10億9,210万3,000円にしております。

資本的収入では、分担金で840万2,000円を減額し、資本的収入予算額を1億4,317万1,000円にし、資本的支出では、配水設備改良費などで5,797万4,000円を減額し、資本的支出予算額を6億4,565万8,000円にしようとするものです。

これにより、既定の歳出予算総額から9,391万9,000円を減額し、支出予算総額を17億3,776万1,000円にしようとするものです。

次に、議案第24号、南丹市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、被保険者の健康維持増進を図るとともに、安定的な国民健康保険事業の運営を図るよう、保険税を改正するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

以上をもちまして、議案第16号から議案第24号までの主な説明とさせていただきます。

何とぞ、ご審議をいただき、可決決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（今面 不悖君）** ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

6番、鞆岡誠議員の発言を許します。

鞆岡誠議員。

**○議員（6番 鞆岡 誠君）** 議席番号6番、日本共産党の鞆岡誠でございます。議長の許可をいただきましたので、議案第24号、南丹市国民健康保険税条例の一部改正につい

てに関する付託前の質疑を行います。

ただいま提案説明を受けました。保険財政の安定的な運営ということを経由に保険税を改正するんだと、こういう趣旨の説明でございましたけれども、提案されている中身は、ただでさえ高過ぎて払えない保険税をさらに大幅に引き上げるものであります。実際、この国保というのは本当に高いと、こういう声が多いわけではあります、1点目の質問は、この高くなっている国保の制度自体が、もう制度疲労を起こしてしまっているのではないかという点であります。

実際、この25年間の比較をしてみますと、1人当たりの国保税、あるいは国保料は、25年前は、1人当たり年間6万5,000円でありましたけれども、これ現在9万4,000円になっております。一方で、加入している世帯の所得は、25年前は年収276万円でしたが、現在は130万円に激減をしております。ただいまの数字は、全国平均の数字であります。

この制度疲労の大きな原因の一つに、加入者構成が大幅に変わったということがあると思うんですね。1965年、昭和40年ですけれども、このころを思い出しますと、私、小学生になってなかったですが、風邪をひきますと、まちのお医者さんに行って、初診料で確か数百円払えば、もう一切お金かからずに見てもらえて、薬をもらって、家へ帰っておかゆさんを炊いてもうて、薬を飲んで、ミカンの缶詰を開けてもうて寝れば、風邪が治ると、こういう思い出もあるんですけどね、今行けないんですね。

これ加入者構成を見てみますと、1965年、昭和40年は、国保に加入されている方の42%が農林水産業に従事をされておられた。あるいは自営業者、自営業をやっておられる方が25%ということで、農林水産業と自営業者で大体7割を占めておったのが25年前です。ところが、これ2016年の数字を見ると、無職の方が43%、無職と言いましても、ほとんどが65歳以上、年金で暮らされている方、高齢者だと思えます。高齢者を含む無職が43%で、被用者、つまり働いておられる方が34%だと言いますが、働いておられる方でも被用者保険があるところ、つまり会社なんかで、いわゆる公務員の共済組合とか、会社の健保組合があるところは国保には入らないので、この国保加入の被用者というのは、大半が非正規労働者であります。これが34%、だから無職の方と非正規の方で8割、国保の加入者の8割をそういう方が、低所得の方が占めてると。つまり、もともともう負担能力がない方ばかりが入っている保険になってしまってるというところに、やっぱり制度疲労があると思うんですね。

政府の言い分ですけれども、この国保制度がスタートした時点で、既に国保は低所得者の方が多いので、当然事業主さんというのはないから、国庫負担が必要なんだと、こういってスタートしたんですが、それが今無職、高齢者、非正規の増加で、さらに低所得者ばかりの保険になっていると。国民の4人に1人が国保に加入してるという、この介護保険制度の基幹となる制度であるのに、こういう状況を放置していいのかという問題あると思うんですね。

そこで、1点目には、制度疲労を起こしてるんじゃないかという点について、市長がどう思っておられるかということ伺いたと思います。

2点目は、これ私どもの共産党の政策なんです、せめてこういう高い保険、当面協会けんぽ並みに下げるべきだというふうに思ってます。協会けんぽというのは、ちょっと聞きなれない方もいらっしゃる、古い方は、政府管掌と言ったほうがわかりやすいかもわからないんですけども、協会けんぽ並みにできれば、大分負担が減るだろうと思ってるわけです。

そこで、きょう議長の許可を得て、お手元に保険料の試算というペーパーをお配りをさせていただきました。

せっかくですから、京都府内の全て自治体挙げましたけど、下から2番目の南丹市のところをごらんいただきたいんですが、真ん中より少し右であります。年収400万円の4人世帯、それが240万円年収の単身者の保険料を試算してみました。現在、国保では、年収400万円の4人世帯では37万3,000幾らかですけども、協会けんぽだと20万円なんですね、年間。単身者でも、国保だと16万9,000円ですが、協会けんぽであれば12万円であります。

私どもは、これぐらいの負担額にするために、均等割と平等割をなくせというふうに提起をさせていただいております。均等割というのは、ご案内のように、世帯人員1人当たり幾らということにかかる保険税であります。つまり、人頭税なんですね。家族がふえればふえるほど保険料が上がってしまう、保険税が上がってしまう、子供が多い世帯のほうが保険料がどんどんふえるという仕組みになっています。この人頭税とも言える均等割額、今の表に戻っていただいて、左から二つ目のところを見てほしいんですが、現在、医療分で2万1,500円であります。今回の提案は、この2万1,500円を2万4,300円に、2,800円、13%も上げるとというのが、この条例改正案であります。こういうことが続けば、先ほど1点目で言った制度疲労が、払えない人がふえて余計ひどくなると、こういうことだと思いますから、協会けんぽ並みに下げることがぜひ必要だと思いますけれども、この点について、市長どのように考えておられるのかを二つ目に伺いたと思います。

最後3点目ですが、先ほど、共産党の政策は、協会けんぽ並みに下げるというふうに言ったんですが、実は、これ共産党がつくった政策ではないんですね。共産党は、とったというか、まねをしただけで、これをつくったのは全国知事会であります。全国知事会が、既に2014年、5年前にこう言ってるんですね。これ2014年なんで、全国知事会の会長、当時の山田知事だったと思うんですけど、その知事会の中に、社会保障の担当部署があって、当時の栃木県知事がその委員長をやっておられたんですが、この方が国に対して、協会けんぽ並みの保険料負担まで引き下げるには、約1兆円が必要だと試算すると、被用者保険との格差是正につながる財政基盤の強化がどうしても必要だと、そして、被用者保険、会社の保険ですね。会社に勤めておられる方がつくって

おられる保険、被用者保険との極めて大きい保険料負担の格差をできるだけ縮小して、逆進性を是正するような抜本的な財政基盤の強化が必要だと、こういうふうに強調されて、都道府県全体の意見集約した結果、協会けんぽを一つの目安にしながら、可能な限りの引き下げを行ってほしいと、こういうふうに全国の知事会も述べておられるわけがあります。

きょうの提案理由の説明が、安定運営のためと、こういうことだったんですけれども、保険税だけを上げて安定運営をしようと思ったら、これもう限りなく上がることになってしまうと。知事会さんがおっしゃるように、格差是正には絶対ならないので、やはり格差是正のために、国庫負担の大幅な増額、知事会の試算によると1兆円です。

最後にこれ、知事会の考え方についての市長の評価を伺いますけど、1兆円という国庫負担を出すと、知事会が言っても出せんじゃないかと、こういう答えも想像されますから、一つだけこれは日本共産党の政策を紹介しておきますけれども、この国庫負担1兆円は、消費増税を財源としてする必要はないというのが私どもの提案であります。これは証券税制の課税の課税率を、今、日本は株式譲渡してもうかったお金に対して20%税率かけてるんですけどね、これ欧米並みにすると30%なんです。10%上がるんですね。欧米並みの証券課税やれば、それだけで1.2兆円できますから、協会けんぽ並みに下げてもおつりが返ってくると、だから、消費税に頼らなくても、大金持ちが右から左へ動かしてる株に対して、ちゃんと普通にヨーロッパ並みに税金かければ、こういう知事会さん、市長会さんがおっしゃってることできるんですよというふうに、具体的に提起をしてることも紹介をした上で、知事会さん、市長会さんのこの政策提言に対する市長さんの評価を伺いたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** それでは、お答えをいたしたいというふうに思います。

まず初めに、制度疲労の発言についてでございます。

国民健康保険そのものにつきましては、国の制度であるということで、市のほうが制度疲労をしているかどうか、それを認めるのかと、それをお答えする立場にはないんですが、国民健康保険は、ご指摘のとおり、制度の発足当時と比べまして、社会の構造、大変大きく変動しておりまして、人口や産業構造の変化による構造的な問題を抱えておることは事実でございますし、これは安倍総理も、国会での答弁で認めておられるところでございます。

先ほどおっしゃいましたが、構造的な課題とは、高齢者の加入割合が高くて、医療費自身も大変高い、それから被保険者の所得水準、それが低く、財政的になかなか安定しない。所得に占める保険料、保険税の負担が大変大きいと、そういった内容を抱えておるのは事実でございます。

そういった意味では、制度疲労という言葉については、お答えはいたしませんが、構

造的な問題を抱えておると、もうずっと抱えておるということについては、私も認める  
ところでございます。

それから、けんば並みに引き下げることが必要ではないかということでございます。

被用者保険と比べまして保険料が高くなるのは、医療費の適正化だけでは解決できな  
い国保制度が抱える、先ほど申しました構造的な課題でもございます。知事会が要望さ  
れておる内容も、私、国の責務として、国費の投入による財政基盤の支援とともに、将  
来的な医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的な道筋を国が示す必要があ  
ろうというふうに考えておりますし、市長会でも要望をしておりますが、国のほうは3,  
400億円の財政支援を行うということですが、先ほどおっしゃっておられます1兆円  
と、約1兆円との開きというのは、相当ございます。そういった意味では、南丹市のほ  
うも市長会に加入をしておりますし、市長会を通じて、積極的に国の支援を求めてまい  
りたいとは考えておるところでございます。

それから3番目に、その評価についてでございます。

全国知事会・市長会の要望、評価でございますが、平成30年度から都道府県が財政  
運営の責任主体となったわけでございますが、新しい制度の運用状況にかんがみまして、  
絶えず、不断の検証を行いながら、国保制度の安定化が図られるような必要な見直しを  
行うとともに、平成28年12月22日、社会保障制度改革推進本部決定により確約し  
た財政支援の確約がございしますが、今後も、国の責任において確実に実施することと、  
また、国民健康保険制度の抱える構造的な課題を解消するためには、普通調整交付金が  
担う自治体間の所得調整機能は大変重要であることから、平成31年度以降も、その機  
能を引き続いて維持していただくと、そして、将来にわたって持続可能な保険医療制度  
の安定的運営を図るため、国の財政責任のもと、地方と十分な協議を行いながら、医療  
保険制度の改革等を行っていただきたいと、こういった内容でございますので、これに  
ついては、私自身も高く評価もし、そして、それが要望だけじゃなくて、国で少しでも  
実行いただきながら、要望に応じていただける、そんな取り組みが必要であろうと思  
いますので、今後とも、京都府にも連携しながら、要望をしてみたいというふうに考  
えております。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

鞆岡議員。

**○議員（6番 鞆岡 誠君）** 知事会、あるいは政府の答弁等も踏まえた正確な答弁を  
いただきました。どうもありがとうございました。全くそのとおりであります。

今のご答弁の中で、知事会が毎年の財政支援の確約を求めていると、そして、国は3,  
400億円の支援、そういうくだりがあったんですが、知事会が要求したのは、これ結  
構何回も要求してるんですね。ところが、それに対して、去年やった国保の都道府県化  
をやるんで、3,400億円を出しましょう、ただしこれは臨時的措置ですよ、とい

うことで、恒久的措置やということ約束してへんという点が1点あります。この3,400億円も、要は自治体の努力を採点して分配するというやり方をやってるんで、なかなか保険料負担の低減に結びつかへんという問題も実はあるわけですね。

それからもう一つ、我が党の証券課税の問題を言ったんですが、これなかなかいい話でして、せめて欧米並みにすると、証券課税で得られる国の収入がふえるんで、それに伴って地方に分配されるお金もふえるわけですね。今、国民健康保険の公費負担は、国が4分の3、都道府県が4分の1ですから、非常に理にかなった財源との関係で、ことやということも付言をしておきたいと思います。

特に答弁は求めませんが、私は、やっぱり知事会、それから市長会、それだけじゃなくて、いわゆる地方6団体が全部足並みそろえて国の責任において、国保の構造的な問題を抜本的に解決をして、将来にわたって持続可能な制度を構築することを強力に要望するんだと、こういっておられるわけですし、この地方6団体の要望を我々も支持もし、応援をしてるということをお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

**○議長（今面 不惇君）** 質疑が終わりました。

質疑の通告は以上であります。

この際、特に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（今面 不惇君）** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第16号から議案第24号までについては、お手元配付の議案付託表その3のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（今面 不惇君）** 異議なしと認め、さよう決しました。

---

### 日程第3 請願審査について

**○議長（今面 不惇君）** 次に、日程第3「請願審査について」を議題といたします。

本定例会に受理いたしました請願は1件であります。

お諮りします。

本請願は、会議規則第134条第1項の規定により、お手元配付の文書表記載の委員会に付託することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（今面 不惇君）** 異議なしと認め、さよう決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、3月12日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
大変ご苦労さまでございました。

**午後 2 時 5 8 分散会**

---